

巻頭言：第三国市場における日中協力

J+C ECONOMIC JOURNAL

グローバルな視点にたつ日中ビジネス情報誌

平成 31 年 3 月 25 日発行 / 毎月 1 回 25 日発行
4 月号 (No.303)

APRIL
2019
No.303

4

日中経協ジャーナル

<http://www.jc-web.or.jp>



SPECIAL REPORT

米中貿易摩擦の行方

FOCUS : 自由貿易体制と日中関係

CHINA TREND CHECK : 日中スマート製造協力の課題と展望

— 第2回日中スマート製造交流セミナーでの議論から —

TOPICS : 新たな外商投資法の解説と留意すべき点

中国ビジネス Q&A : 分公司の設立から運営に関する実務事項について



表紙写真：毎年3月中旬になると湖北省武漢市では桜の花が一斉に咲き誇る。武漢大学と並び桜の名所と称される東湖桜花園（東湖磨山桜園）には、約18万平米の敷地に1万本の桜の木が植えられており、園内最初の桜は田中角栄首相が周恩来首相夫人の鄧穎超氏に贈り、鄧氏がここに寄贈したものだという。東湖桜花園は日本の弘前公園、米国ワシントンD.C.ポトマック川河畔と共に桜の世界3大名所とされており、米申いずれも日本から贈られた桜がきっかけになっている。日本が米中の争いを収めるきっかけとなるよう期待したい。（日中経済協会撮影）

一般財団法人 日中経済協会
JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

本誌に記載されている記事などの内容や意見は、外部原稿を含め執筆者個人に属し、日中経済協会の公式意見を示すものではありません。

1 巻頭言

第三国市場における日中協力

■朝田照男 日中経済協会 副会長、丸紅株式会社 取締役会長

2 FOCUS

自由貿易体制と日中関係

■田村暁彦 政策研究大学院大学 教授
(2019年4月より復旦大学 日本研究センター 客員教授を兼務)

SPECIAL REPORT

米中貿易摩擦の行方

6 地域経済連携と米中貿易摩擦

— CPTPP・RCEP への期待と日本の役割 —

■清水一史 九州大学 大学院 経済学研究院 教授

10 トランプ大統領が仕掛けた対中貿易戦争の結末

■柯隆 東京財団政策研究所 主席研究員

14 米中の貿易管理政策と日本の対応

■一般財団法人安全保障貿易情報センター (CISTEC) 事務局

18 世界食料需給からみる米中貿易摩擦

■小泉達治 農林水産省 農林水産政策研究所 上席主任研究官

22 CHINA TREND CHECK

日中スマート製造協力の課題と展望

— 第2回日中スマート製造交流セミナーでの議論から —

■高見澤学 一般財団法人日中経済協会 調査部長

26 TOPICS

新たな外商投資法の解説と留意すべき点

■熊琳 大地法律事務所 パートナー弁護士

30 中国ビジネス Q&A

分公司の設立から運営に関する実務事項について

■能瀬徹 上海華鐘投資コンサルティング有限公司 副総経理

32 情報クリップ

2018年度関西地区会員懇談会を開催 ほか

JCNDA NEWS

2019年2月の日中東北開発協会の活動から

第三国市場における 日中協力



一般財団法人 日中経済協会 副会長
丸紅株式会社 取締役会長

朝田 照男

2018年5月の日中首脳会談にて合意され
た第三国における日中間経済協力に関す
る覚書を受けて、同年10月に第1回日中第三国市場

協力フォーラムが北京で開催されました。当社はヘル
スケア、太陽光発電、プラントEPC分野における
3件のMOUを締結致しました。会場では両国首脳
に対して過去の案件を直接説明するという機会に恵
まれ、安倍総理には日中第三国協業の成功例の1つ
として当社案件である「カザフスタンにおける製油所
近代化プロジェクト」に言及いただきました。

実は、当社は他商社に先駆けて、早くから日中第
三国協業に注力して参りました。これは中国政府が
00年頃から従来の外資導入に加えて、中国企業の対
外進出を奨励するようになったこと、中国の技術レベ
ルが向上し、第三国の顧客が中国製品を受容するよ
うになった等の背景があります。

当社の中国企業との第三国協業案件第一号は、05
年に受注した東方電気集団とのベトナムでの発電所
EPC案件です。本件は国際協力銀行（JBIIC）、
中国輸出入銀行といった政府系銀行による初めての協
調融資案件でもあります。これを皮切りに、同発電
所第二期も連続受注。また、アルミナ精錬プラント
やセメントプラント・製紙プラントなど多くの日中協
業案件も受注することができました。

近年の大型案件としては、SINOPECグルー
プと受注したカザフスタン・アティラウ製油所近代化

案件が挙げられます。契約金額は約17億ドルであり、
これも日中協調融資案件です。

最近では、中国企業を事業パートナーとする協業
にも取り組んでいます。一例として、アブダビでのス
ワイハン太陽光発電事業を挙げることができます。晶
科能源（ジンソーラー）をパートナーとする当時
世界最大規模の施設であり、中国製パネルを採用す
ることで、競争力のある発電単価を実現できました。
中近東で進められている化石燃料発電からの転換に
も貢献できるものと自負しております。

中国企業と第三国協業を進める上で、最も重要な
ことは第三国の顧客目線だと考えます。日中が協業
することで、顧客の予算や納期、スペック等のニーズ
にいかに対応できるかという点です。言い換
えれば、日中のみならず、第三国にとつてもメリット
がある「WIN・WIN・WIN」の実現がポイン
トだということです。また、両国の相互補完を通じて、
経済性や透明性などを高めることも重要です。

日中企業の間では、「協業」ばかりでなく、「競合」
することもあるでしょうが、今後、第三国市場協力
プロジェクトは拡大の余地が十分にあると考えていま
す。従って、双方の強み、役割が変化していくなかで、
第三国協業案件はその時々々の条件に応じてフォーメー
ションを変えていくという柔軟な発想が求められるの
ではないでしょうか。

FOCUS

自由貿易体制と日中関係

● 田村 暁彦

政策研究大学院大学 教授
 (2019年4月より復旦大学 日本研究センター 客員教授を兼務)

「自由貿易体制と日中関係」について論ずるに当たり、最も重要な考慮要素は、中国あるいは日本の動向ではなく、目下、国際通商体制の攪乱要因と目されているトランプ政権下の米国通商外交の動向である。

特に対中関係で米国は様々な措置を講じてきた。例えば、米国は1974年通商法301条に基づき3度にわたる対中輸入(合計2500億ドル分)に対し追加関税を賦課してきている。このうち3度目の措置、すなわち18年9月24日に賦課を開始した5745品目、2000億ドル相当分について、開始時は10%とした追加関税率を19年1月1日より25%に引き上げる予定であったが、18年12月1日の米中首脳会談により引き上げを3月1日まで延期、その間、中国側の不公正貿易慣行の改善に向け交渉が行われることになった^{注1)}。

一方中国は、対抗措置として合計1100億ドル分の対米輸入に対し追加関税の賦課を行っている。米中を包含するグローバルバリューチェーンの重要部

分を担う日本企業としては、自らのビジネスに直接間接に関係がある取引が対象となっている点でも、また米中貿易戦争が国際規模で投資家心理に悪影響を与える点でも、大いに懸念される事態である。

しかし、通商法301条に基づく米国の措置の動機を考慮すれば、対中ビジネスに従事する日本企業としてはさらに悩みが深いものとなる。同措置は、18年3月22日にトランプ大統領が「301条調査に関する大統領覚書」に署名したのが発端で、同覚書は以下の4つの中国の措置が、通商法301条に基づく米国の対応を正当化すると述べている。①合弁要求や外資規制等を利用した米国企業から中国企業への技術移転の強要、②不公正なライセンス慣行を通じて米国企業の知的財産権に対する相応の報酬獲得への妨害、③「中国製造2025」等の産業政策上の目標に資するべく、技術・知財移転のための大規模投資・買収行動に従事、④価値あるビジネス情報獲得のために米国

のサイバーネットワークに侵入。すなわち、通商法301条に基づく米国の対中追加関税賦課は、中国が「中国製造2025」に代表される技術力の飛躍的向上を目指す国家戦略そのものへの対応である。実際、前記大統領覚書の署名に当たり、トランプ大統領は追加関税賦課の他、中国の差別的な技術ライセンス制度に対するWTO提訴、そして中国企業による米国の重要技術の獲得を防ぐための投資規制を指示している。

投資規制については、米国連邦議会でこの動きと呼応が目される。米国議会は、18年8月に「2019年国防授權法」を成立、インバウンドとアウトバウンドの双方に対する安全保障観点から貿易投資規制を厳格化することとした。インバウンド投資規制では、国防授權法に含まれる「外国投資リスク審査現代化法」(FIRRMA)を通じた対米外国投資委員会(CFIUS)の権限強化、アウトバウンド輸出規制では、国防授權法に含まれる「輸出管理改革法」(ECRA)に基づき、AIやロボット等の「新興かつ基盤的な技術」の輸出規制が講じられることになった^{注2)}。さらに国防授權法の第889条は、19年8月13日以降は米政府機関に対し、フアーウェイやZTE等中国5企業の製品や5社製造の部品を組み込む他社製

品の調達を禁止、20年8月13日以降は同5社の製品を社内でも利用する世界中の企業との取引を禁止している。以上の措置は、多くの日本企業が米中両国関係を巻き込んだ技術取引を行っている現実を照らしても、また米国の動機が単なる通商・経済政策上のものでなく、さそうであることを考慮しても、その影響は日本企業にも極めて複雑なもので、賢明な対応が求められる。

米 国政府の通商政策は、米国と同様に中国の国家資本主義的対応に懸念を有する日本として、積極的に評価できる面もあるが、悩ましい面も少なくない。日本企業に対する複雑な影響はもちろんだが、米国政府の措置は、日本を含む世界の国々が恩恵を享受してきた国際通商法秩序を毀損しかねないアプローチを採っているからだ。

米国は、米中二国間とは別に、多国籍の枠組みでも、日本やEU等の先進諸国と共同で、中国の国家資本主義的体制に対して問題提起や提議を行ってきた。例えば、中国の市場歪曲的措置を巡っては、元々、鉄鋼過剰生産能力問題に対処するために16年9月に設置された「グローバルフォーラム」で、過剰能力削減や市場歪曲的な政府支援措置削減に向けた検討を行ってきたが、同議論を先導してきたのが日米欧を中心と

する先進諸国であった。その後17年12月に、世耕経済産業大臣の発議により日米欧三極貿易大臣会合が初めて開催され、市場歪曲的措置への対応に向けて日米欧三極による緊密な連携がシステマ化された。18年9月にニューヨークで開催された第4回三極貿易大臣会合は補助金、国有企業、強制技術移転、WTO改革、デジタル貿易・電子商取引等の問題について、三極で共同歩調を取る旨の共同声明が公表された。同方針に従い日本、米、EUは、WTO補助金協定を含むWTO諸協定に定められている通報義務の実効性を向上させるための提案をアルゼンチン等と同て18年11月1日に行った。中国の国有企業への補助金が市場歪曲的でありWTO補助金協定違反であるとの主張は以前から先進国によりなされてきたが、WTOに通報がなされない補助金に関する証拠を当該国以外の加盟国が集めるのは困難で、市場歪曲的な補助金をWTO協定違反としてWTO提訴する道が事実上封じられていた。本提案が仮に実現すれば、中国を含む産業政策を多用する国の補助金の実態を他国が捉えることが現在よりも容易になり、WTO協定違反として訴えることが可能になるかも知れない。

一方、デジタル貿易については、日

米はTPP三原則、すなわち①データの越境移転の自由確保、②サーバーの自国内設置要求の禁止、③ソースコードの開示・移転要求の禁止、に関して、CPTPPや改訂NAFTA(USMCA)等でコミットしてきたのに対し、EUは、例えば日EU-EPAでは③しか盛り込むことに合意できなかったことから分かるように、デジタル貿易の規律に関してやや異なる考えを持っている。EUは、個人情報保護を高度に重視する「一般データ保護規則」(GDPR)を擁しており、個人情報保護の越境移転は、移転先国の個人情報保護体系がEUと「本質的に等価」でなければ許容しない。安倍総理は、19年1月のダボス会議での演説で、大阪G20でデータガバナンスに関する議論を始めることを提唱し、その中で個人情報や国家安全保障上の機密データに対する慎重な保護の必要性を強調したのは、考え方の異なる日米欧を包含したルール作りをしていく際の留意点を踏まえたが故と推察される。

以上のように、補助金、強制技術移転、デジタル貿易等のアジェンダについては、日米欧の協働は程度差はあるものの比較的円滑である状況だが、その他のアジェンダでは、むしろ米

国が孤立していると言え、というのも

トランプ政権以降の米通商政策は、特にWTO協定を基盤とする国際通商法秩序に対して、それを毀損しようとしているのではないかと思えない対応を続けているからである。

例えば、WTO紛争解決システムに対する米国の強い不満の表現方法として、上級委員会委員の選任手続に対して非協力的態度を取り続けていることが挙げられる。上級委員会はWTO紛争解決システムの「最高裁」に相当し、定員7人のところ米国による委員選任手続への協力拒否により、現在4人空席で3人のみとなっている。一事案を3人一組で審理することになっていることを考えると上級委員会の制度を運営する最低限の人数となっている。しかも、現在のような選任手続の機能不全が継続すると、19年末にはうち2人が任期切れとなり残り1人(中国人)という事態となる。米国は、上級委員会による審理期限(90日)の超過頻発や選任上級委員が退任後も事案を引き続き担当することが許容されていること等、手続的問題に対しても不満を表明しているが、本質的な不満はWTO紛争解決システム、特に上級委員会の「司法積極主義(judicial activism)」に向けられたものである¹⁾。

米国の主張は、WTO協定の条文

は加盟国が困難な交渉の結果、故意に曖昧にしているものも多いにもかかわらず、「建設的曖昧さ(constructive ambiguity)」を無視して、条文言文にも交渉経緯にも存在しない意味を条文化の過程で読み込み空白を埋めようとする過度の司法介入(judicial overreach)が、加盟国の交渉の成果であるWTO協定に刻まれた加盟国の権利義務を「変更」している、というものである。これは一見尤もな主張のようにも思えるが、国際社会における「法の支配」とは何かという根本問題と関わる非常に難しい問題である。実際、前記の米国の主張に対して、WTO加盟国のほとんどは反対の立場を取っている。国際立法プロセス(WTOでいえば協定交渉)は政治プロセスであり、加



商務部との会議では技術移転強要等の問題について改善を要望(18年9月・日中経済協会合同訪中代表団)

盟国の政治力の差が如実に表れる。特にWTO協定を合意した95年1月時点は、冷戦後の米国一極支配の絶頂期であった。このパワーに基づく(power-based)ゲームで決められたルールを、

ルールに基づく(rule-based)仕組み、すなわちWTOの紛争解決システムを駆使して是正していこう、と考えたのが加盟国のほとんどだった。この立場は、途上国のみならず米国以外の先進国も共有していると思われる。例えば、現在行われているWTO紛争解決システム改革の議論では、EUは積極的に提案を出しているが、これら提案の基本的な志向は上級委員会の独立性とキャパシティの強化であることから伺われるように、EUの立場が米国と根本的に異なることは明白である。EUは18年11月26日に二つの提案(手続的問題に関する提案、および上級委員会の人数と任期に関する提案)をしており、中国はいずれの提案に対しても共同提案国となっていない。なお、米国は12月のWTO一般理事会でこれら提案に対して否定的な反応をしている。ちなみに、日本はWTO改革については、カナダが主導する中間国13カ国の閣僚会議に継続して参加する一方、前記EUの提案にはいずれにも参加していない。むしろ、前述した補助金協定等の通報義務強化に

関する議論の提出を含む日米EU三極による協調を重視することで、米国をWTOに関与させることに主眼を置いていたように見受けられる。

こうした米国の対応のもう一つの例は、通商拡大第232条に基づく鉄鋼・アルミニウム輸入に対する追加関税賦課である。同232条は国家安全保障を理由とする輸入規制を行政府に対して授權する米国連邦法であるが、米国は18年3月、同法に基づき日本、EU、中国等広範囲の国々からの鉄鋼・アルミニウム輸入に対して各々25%、10%の追加関税を賦課した。同措置に対してはEU、中国等は米国からの輸入品に対して追加関税を賦課する等の対抗措置に出るとともに、米国措置をWTO提訴、これに対して米国が各国の対抗措置をWTO提訴、という「泥仕合」の様相を呈している^{注4)}。

同条の発動がなぜ国際法秩序を毀損する恐れがあるかという点、国家安全保障を理由とした輸入制限はWTO協定上許容されているものの、濫用の危険性を懸念して加盟国はそのような正当化事由の発動を控えてきた経緯がある。WTO協定上は、環境や公衆衛生等国内政策目的のために輸入規制を行うことは、GATT第20条に定められた一定の条件の下に認められている

が、その例外該当性は、申立国が当該措置を訴えればWTOにおいて法的に判断される。一方、国家安全保障例外はGATT第21条に規定されているが、例外該当性は当の規制発動国自身が判断できると定めているようにも読める。貿易自由化と国家安全保障の関係は、通商法の司法判断に馴染まないが故に、同条文による自国措置の正当化を加盟国は皆自己抑制してきたのである。米国の今回の232条発動およびGATT第21条に基づく正当化は、こうした常識からの逸脱であり、現行国際通商法秩序を大きく揺るがす事態である。

なぜこのような事態になったのだろ

うか。そして、我々は今回の事態にせいかも動揺しているのか。筆者は、一言でいえば「国際法秩序に対する過剰期待」の故であると考ええる。WTO協定を基盤とする国際通商法秩序は、様々な国際法秩序の中で最も成功した例として賞賛されてきた。国際法の主要分野としては通商の他、安全保障、領域、環境、人権が挙げられるが、いずれの分野と比較しても国際法の実効性が最も担保されているのは通商である。GATT時代とは異なり、WTOでは紛争解決システムが加盟国間の紛争に対して事実上の強制管轄権を持つ、す

なわちパネル(下級審に相当)や上級委員会の設置と同報告書の採択、そして敗訴国が判決不遵守の場合の勝訴国による対抗措置発動への許可は、加盟国のコンセンサスが不要な自動化された手続となり、国際法では群を抜いて「司法化」が実現した法分野と称賛された。しかし、考えるとこの通商法の偉業は、比較優位原則に支持された、貿易自由化により全ての関係国が経済的利益を得るといふ、功利主義的動機が広く共有されたが故であった。

国際法が定立され順守される動機は、国際法学、国際関係論を問わず長年取り組んできた難問であるが、少なくとも法分野により大きく分けて(現実主義的)利益ドリブン(interest-driven)と規範ドリブン(norm-driven)の2種類があると考えられている。前者の典型は通商であり後者の典型は人権であろう。通商分野の国際法は、経済成長という現実的利益の獲得に対する強い期待が推進力となり、「司法化」を他の分野に先駆けて実現することができたのである。それが昨今、国際社会におけるアジェンダイティ政治の台頭に伴い、人は経済厚生拡大を希求するという現実主義的前提で構築してきた国際通商法秩序が、その脆弱性を露呈したと言え^{注5)}るのではないか。

実際、著名貿易経済学者のジーン・グロスマンとエルハナン・ヘルプマンは、最近の著作「アイデンティティ政治と通商政策」で、国民の政策選択行動が経済的利得のみではなく自尊心や社会的受容といった心理的要素によっても左右される、従ってアイデンティティ政治の下では人々は合理的判断として関税引き上げを愛好することはありうる、と述べている。このような状況に陥った国際通商法秩序を再構築するためには、その

定立・順守の動機が功利主義的利益のみならず規範性によっても支持される方向で秩序を作り替えなければならない。すなわち「貿易を行う権利」とも言うべき観念を立憲主義的に位置付ける企てを長期的には進めていく以外に根本的な解決策はなさそうに思われる。

こうした国際通商法秩序の危機に對し、日中両国は少なくとも当面何ができるかを最後に考えたい。日本側の戦略は既述の通り、市場歪曲的措置等に関する日米EU三極による協調を重視することで、米国をWTOに関与させることに主眼を置いていると思われる^{注6}。その上で、18年12月発効のCPTPPを拡大する一方、19年2月発効のEUとのEPAを深化させ、米国と中国以外の第三極を形成することを目指しているとの印象を受ける。

CPTPPにおいても日EU・EPAにおいても、国有企業、投資自由化、知的財産権等、中国の問題性が指摘される論点が重点項目とされている。

CPTPPについては、その拡大深化が米国のTPP復帰を促すことになるとの見通しを加盟国は有しているものと思われる。このような状況下で、自由貿易体制を巡っての日中間協力はイメージがしにくい、しかし、例えば中国国内に中国のCPTPP加盟を主張する勢力が存在するのは興味深い。例えば、中国の有力シンクタンクである全球化智库（主席は中国WTO加盟交渉を率いた龍永図元経貿部副部長、理事長の王輝耀は國務院参事も務める）の19年1月9日公表の報告では、中国のCPTPP加盟は、加盟国の市場規模の大きさ、中国国内の構造改革を促進すること、中国の電子商取引やサービスの優位性を発揮できること等を考慮すれば、それを推進すべきと主張している。日本等CPTPP加盟国は、国有企業や知的財産権等について高い規律を擁するCPTPPの内容を中国が受け入れることが出来るか訝しむ向きも多いと予想され、中国が仮に関心を示したとしてそれを直ちに歓迎するのは不明である。

しかし、オブザーバー参加等情報共有や対話を行う意義はあるかも知れない。特に、日米と同様に中国の国家資本主義に強い懸念を有するEUも、WTO改革では積極的に中国と協力していることを考えると、日中間も、現在交渉を行っているRCEPや日中韓FTAの推進やCPTPPに関する情報交換に加え、WTO改革に関する協力、さらには中国の国内構造改革や持続的経済発展を後押しするための建設的な対話が積極的に行われてよい。日中間は官民の多層的な協力関係が存在しており、昨今は中国の電子商取引やIT産業等、日本側が学ぶべき分野も少なくない。米国やEUが各々独自に中国との関係の在り方を熟考し実行に移しているように、日本も昨今の日中間係改善の機運を追い風として、自ら独自の、そして地域や世界にとって積極的な意義のある対中関係の在り方を考え実行すべきであろう。

有や対話を行う意義はあるかも知れない。特に、日米と同様に中国の国家資本主義に強い懸念を有するEUも、WTO改革では積極的に中国と協力していることを考えると、日中間も、現在交渉を行っているRCEPや日中韓FTAの推進やCPTPPに関する情報交換に加え、WTO改革に関する協力、さらには中国の国内構造改革や持続的経済発展を後押しするための建設的な対話が積極的に行われてよい。日中間は官民の多層的な協力関係が存在しており、昨今は中国の電子商取引やIT産業等、日本側が学ぶべき分野も少なくない。米国やEUが各々独自に中国との関係の在り方を熟考し実行に移しているように、日本も昨今の日中間係改善の機運を追い風として、自ら独自の、そして地域や世界にとって積極的な意義のある対中関係の在り方を考え実行すべきであろう。

（注1）本稿執筆時点（2月下旬）では、同交渉の行方は不透明である。トランプ大統領は2月24日、閣僚級交渉が実質的に進展したため、3月1日の交渉期限を延期、3月半ばの米中首脳会談による最終合意の可能性を示唆

（注2）ECRAの規制対象は軍民両用技術（デュアルユース）と呼ばれるもので、AI

やロボット工学等14の技術分野を示してこれらの技術の定義や確定方法等について商務省は19年1月10日を期限としてパブリックコメントを受け付けていた

（注3）米国の不満が、WTO紛争解決システムが自らに特に不利に働いていること由来するのではないことは、申立国としての勝訴率が91%、非申立国としての敗訴率が89%とおおむね各国並みであることから裏付けられる（ケイトー研究所タニエル・アイケンソン貿易政策研究センター所長の計算）

（注4）232条については、自動車に關しても現在調査中で、対象国である日本とEUとしてはその行方が懸念される

（注5）アイデンティティ政治は、中東や欧州や東南アジア等世界各地で台頭する潮流だが、米国もその例に漏れない。米国著名歴史家であるウォルター・ラッセル・ミードは、米国の外交政策には四つの潮流（「ハミルトンアン」、「ワイルソニアン」、「シエファソニアン」、「ジャクソニアン」）があるとした上で、トランプ政権の登場は、「文化やアイデンティティ政治の擁護者」であり、「ポピュリスト・ナシヨナリスト」である「ジャクソニアン」の反乱（Jacksonian revolt）だと断言

（注6）日本は、中国が米国およびEUを両国による市場経済国待遇を巡ってWTO提訴した事案についても、米欧支持を明確にしている

（注2）ECRAの規制対象は軍民両用技術（デュアルユース）と呼ばれるもので、AI



米中貿易摩擦の拡大は、世界経済に負の影響を与えており、特に発展を続ける東アジア経済にとっては大きな打撃となる。世界で保護貿易が拡大する中で、日本が関係国とともに進めてきたCPTPPや日本EU・EPAが発効に至ったことには大きな意義があり、RCEPも今秋をめどに全面妥結を目指して交渉が進められている。こうしたメガFTAを通じて保護主義に対抗することが求められる中、日本の役割は大きいといえよう。

地域経済連携と米中貿易摩擦 —CPTPP・RCEPへの期待と日本の役割—

清水一史 九州大学 大学院 経済学研究院 教授

はじめに

現在、米国発の保護主義と貿易摩擦が世界経済を大きく揺さぶっている。2017年1月のトランプ大統領の就任以降、世界の通商状況は大きく変化し、とりわけ18年からの米中貿易摩擦の拡大は、世界経済に大きな負の影響を与えている。米中貿易摩擦は、米中両国の経済に打撃を与え、同時に、発展を続ける東アジア経済にも大きな打撃を与える。

世界で保護主義が拡大する中で、日本は17年5月に11カ国によるTPP11を提案し、17年11月の閣僚会合でCPTPP（包括的および先進的なTPP協定）が大筋合意され、18年3月8日に11カ国によって署名、同年12月30日には遂に発効された。また日本EU・EPAも19年2月1日に発効した。東アジアのメガFTAである東アジア地域包括的経済連携（RCEP）も交渉が進められ、19年秋の交渉妥結を目指している。

CPTPPやRCEPなどの地域経済連携（経済統合やFTA）の進展は、現在の保護主義と米中貿易摩擦の拡大を少しずつ逆転させる可能性を持つであろう。筆者は、ASEANと東アジアの経済統合を

長期的に研究して来ている。本稿ではこれまでの東アジアにおける経済連携の正の相互作用に関して振り返りながら、地域経済連携による保護主義逆転の可能性について述べたい。

1. 東アジアの地域経済連携の展開と米国のTPP離脱

（1）東アジアの地域経済連携の展開

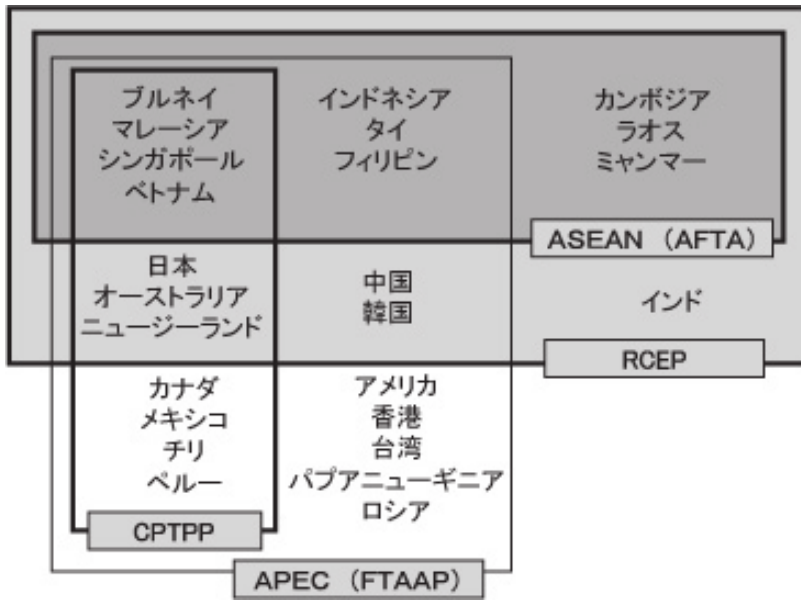
AEC、TPP、RCEP
東アジアは現在の世界経済の成長センターであり、貿易と投資が拡大する中で急速に発展し、その発展を地域経済連携が支援してきた。そして東アジアでは、地域経済連携が相互に作用しながら展開してきた。その経緯を見てみよう。

東アジアではASEANが経済統合をリードしてきた。1967年に設立されたASEANは、76年から域内経済協力を進め、92年からはASEAN自由貿易地域（AFTA）の実現を目指し、03年からはASEAN経済共同体（AEC）の実現を目指してきた。15年12月31日には遂にAECを創設し、さらに新たなAECの目標（AEC2025）に向けて経済統合を深化させている。また東アジアにおいては、ASEANを

中心として重層的な協力が展開してきた。97年のアジア経済危機への対策を契機に、ASEAN+3やASEAN+6などの地域経済協力が、ASEANを中心に重層的に展開してきた。またASEAN日本包括的経済連携協定（AJCEP）などの5つのASEAN+1のFTAが、ASEANを軸として確立されてきた。ただし東アジア全体のFTAについては、日本が推す東アジア包括的経済連携（CEPEA）と中国が推す東アジア自由貿易地域（EFTA）がぶつかり、交渉には至らなかった。

しかし08年の世界金融危機後の構造変化は、ASEANと東アジアに大きな転換を迫った。米国は世界の成長センターである東アジアへの輸出拡大を目指して、TPPに参加した。TPPは、06年にPacific 4 Agreement（P4）として発効した当初は小国4カ国^{註1}によるFTAにすぎなかったが、米国、オーストラリア、ペルー、ベトナムも加わり大きな意味を持つようになった。10年3月には8カ国で交渉が開始され、同年10月にはマレーシアも交渉に加わった。TPPが米国をも加えて確立しつ

図 東アジアの地域経済連携—ASEAN、RCEP、CPTPP



(注) () は自由貿易地域 (構想を含む) である。
 ASEAN: 東南アジア諸国連合、AFTA: ASEAN 自由貿易地域
 RCEP: 東アジア地域包括的経済連携
 CPTPP: 包括的および先進的な環太平洋経済連携協定
 APEC: アジア太平洋経済協力、FTAAP アジア太平洋自由貿易圏
 (出所) 筆者作成

つある中で、また日本の参加が検討される中で、中国の政策も変化し、東アジア全体の FTA が進められることとなった。11年8月には日本と中国は共同提案を行い、東アジア全体の FTA を進めることに合意した。そしてこの状況の中で、東アジア地域協力で中心性を維持したい ASEAN は、11年11月に東アジア全体の FTA である RCEP を提案し、その交渉が急速に進められるこ

ととなった。
 13年3月15日には日本が TPP 交渉参加を正式に表明し、さらにインパクトを与えた。同年5月には RCEP 第1回交渉が行われ、同年7月には日本が TPP 交渉に正式参加した。15年10月には TPP が大筋合意され、16年2月には署名された。TPP は日中韓 FTA 交渉や日本 EU・EPA 交渉も後押しした。また RCEP 交渉の進展が、TPP

や他の FTA 交渉を後押しした。
 以上のように、世界金融危機以降の変化の中で、東アジアでは、地域経済連携の相互作用によって、さらなる地域経済連携が進められてきたのである。

(2) トランプ大統領就任と TPP 離脱の影響

しかし17年1月にはトランプ氏が米国大統領に就任し、米国は TPP から離脱してしまった。また多国間ではなく二国間の貿易交渉を目指し、トランプ大統領は、これまで世界の自由貿易体制を牽引してきた米国の通商政策を逆転させてしまった。

米国の TPP からの離脱は、ASEAN と東アジアの地域経済連携にも大きく影響した。以前に見られたような、地域経済連携の相互作用が発揮されることは難しくなってしまった。

2. 保護主義と米中貿易摩擦の拡大

(1) 報復措置の応酬

米国発の保護主義と貿易摩擦は、さらに世界経済を大きく揺さぶっている。トランプ大統領は、TPP 離脱とともに、NAFTA や米韓 FTA 等の再交渉を行い、さらには世界各

国からの輸入に高関税を掛け、貿易摩擦を引き起こした。とりわけ18年からの中国との貿易摩擦は、大きな負の影響を世界経済に与えている。

トランプ政権の米国は、18年3月23日には通商拡大法232条によって鉄鋼とアルミニウムにそれぞれ25%と10%の追加関税を掛けた。これは中国を含め世界各国向けに実施されたが、この措置に対抗して中国は、同年4月2日に米国からの果物や鉄鋼製品等に15%、豚肉とアルミニウム製品に25%の追加関税を掛けた。

米国は、さらに中国向けの措置として、通商法301条に基づき、同年7月6日には中国からの一般機械電気機器など340億ドル相当の輸入に25%の追加関税を掛けた。他方、中国は、報復措置として米国からの大豆、牛肉、水産物、自動車など340億ドル分の輸入に25%の関税を掛けた。次に同年8月23日には、米国はこの第2弾の措置として、中国からのプラスチック、半導体等の160億ドル分の輸入に25%の追加関税を掛け、他方、中国は米国からの古紙、乗用車など160億ドル分の輸入に25%の追加関税を掛けた。さらに同年9月24日には、米国はこの第3弾として中国からの家具や家電

など2000億ドル分の輸入に10%の追加関税を掛け、他方、中国は米
国からのLNGなどの600億ド
ル分の輸入に5~10%の追加関税を
掛けた。これらの措置により、現在
米国は中国からの輸入額の約50%に
高関税を掛け、中国は米国からの輸
入額の約70%に高関税を掛ける事態
となつてしまった。

米中貿易摩擦の背景には、米国の
中国への貿易赤字とともに、次世代
のハイテク産業を巡る覇権の争いがある
と考えられる。米国は、中国が掲
げる目標「中国製造2025」を問
題視しており、「中国製造2025」
に絡む構造改革が条件となるならば、
中国が譲歩する可能性は低く、貿易
摩擦の解決には時間が掛かる可能性
がある。

(2) 米中貿易摩擦の負の影響

米中貿易摩擦の拡大は、米中両国
経済に大きな打撃を与えている。そ
して米国から中国へ輸出する製品や
中国から米国へ輸出する製品に部品
や中間財を提供する各国や企業にも、
大きな打撃を与えている。特に東アジ
アは、中国を含めて東アジア全体に張
り巡らされた生産ネットワークの中
で部品・中間財を相互にやり取りして
急速に発展してきており、その打撃は

大きい。また世界の2大経済大国で
ある米中で経済の成長が鈍化し、さ
らに世界全体の成長が鈍化すること
は、世界経済全体に大きな負の影響
を与える。

3. 米中貿易摩擦拡大下での
地域経済連携の展開

(1) CPTPPの提案と発効

TPPから米国が離脱して保護主
義が拡大する中で、日本は米国抜き
の11カ国によるTPP11（その後の
CPTPP）を提案しその交渉をリー
ドした。17年5月の交渉会合で日本
が提案したTPP11が交渉開始され
17年11月の閣僚会合でCPTPPが
大筋合意された。各国が米国との間
で結んだ厳しい条件のいくつかは凍結
された上で、18年1月に協定文が最
終的に確定し、同年3月8日に11カ
国によつて署名された。そして同年11
月には先行する6カ国が国内手続き
を完了して、翌月の12月30日に遂に
発効した。

CPTPPには、オーストラリア、
ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マ
レーシア、メキシコ、ニュージーランド、
ペルー、シンガポール、ベトナムの11
カ国が参加している。CPTPPは、
5億人の人口、世界のGDPの約

13%、貿易総額の15%の規模を有す
るメガFTAとなる。米国が抜けて
オリジナルのTPPに比べると小さ
くなったものの、その発効のインパク
トは大きい。そしてTPPの高い水
準の貿易自由化と大半の新たなルー
ルを受け継ぎ、今後のメガFTAの
雛形になる。オリジナルのTPPは、
高い貿易自由化レベルを有すること
と、サービス貿易、投資、電子商取引、
政府調達、国有企業、知的財産、労働
環境における新たな通商ルールを含
むことが特徴であった。CPTPP
では、関税撤廃やサービス貿易自由
化などの市場アクセスは凍結の対象と
はならずに残り、ルールに関しても22
の凍結分野以外の大半のルールはその
まま残された。

さらに当初予想の19年初頭よりも
早い18年内の発効は、自由化のスピー
ドが速まるという点で意味がある。
CPTPPでは、関税削減は原則毎
年1月1日になされることになってお
り、年内の発効により18年12月30日
に最初の関税削減がなされ、多くの
参加国では2日後の19年1月1日に
は2年目の関税削減がなされたので
ある。

またCPTPPが発効することに
よつて、さらに参加国が増える可能性

が高い。現在、タイ、インドネシア、
フィリピン、韓国、台湾、コロンビア、
英国等が、CPTPPへの参加や関
心を表明している。参加国の拡大は、
CPTPPのインパクトをさらに大
きくする。

オリジナルのTPPは、AECや
RCEP、日本EU・EPAを強
く後押ししていた。CPTPPも、
再度それらを後押しする期待が掛かっ
ている。

CPTPPに加えて、日本EU・
EPAも、19年2月1日に発効した。
CPTPPと日本EU・EPAが
相互にプラスに作用する可能性が
ある。日本EU・EPAは、人口
6億4000万人、世界のGDP
の約28%、世界貿易の約37%を占め
る巨大なメガFTAであり、物産貿
易やサービス貿易・投資・電子商取引、
国有企業・補助金、知的財産権、規
制協力を含む包括的なメガFTAで
ある。

(2) AECの深化とRCEP交渉

RCEPを提案し交渉を牽引
してきたASEANは、さらに
AECを深化させている。現在、
ASEANは、「AEC2015」
の次の目標である「AEC2025」
の達成に向かっている。AECの深化

は、RCEP交渉を進展させる前提でもある。

保護主義が拡大する中で、RCEPの交渉も進められてきた。RCEPは、世界の成長センターである東アジアの経済統合・メガFTAであり、今秋の交渉妥結を目指している。交渉参加国はASEAN 10カ国と日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インドの16カ国である。世界の人口の約半分の約34億人、世界のGDPと貿易総額の約30%を占め、実現すれば東アジアと世界の経済に大きなプラスの影響を与える。

RCEPの目標は、参加16カ国で現代的で包括的かつ質の高い互恵的な連携協定を達成することである。そして5つのASEAN+1を越えるFTAを目指すこと、貿易投資を促進し国際的サプライチェーンを支援するとしている。「市場アクセス」、「ルール」および「協力」が3本柱であり、交渉分野は18の広範囲にわたる。RCEPの実現は、保護主義が拡大する中で、ASEANと東アジアの経済に大きな効果を発揮するであろう。

CPTPPと日本EU・EPAが発効に向かう中で、RCEP交渉

は18年中の実質合意を目指した。ただし貿易自由化などの市場アクセスと様々なルールを巡って各国間の隔たりが埋まらずに、妥結はできなかった。18年に実質合意ができなかった原因としては、インド要因も大きかった。インドは中国との貿易赤字を抱えており、今春の総選挙を控えて、さらなる貿易自由化には懸念があった。インドネシアも大統領選挙、タイも総選挙を控え、RCEPはこれらの選挙後の今秋の交渉全面妥結を目指している。

おわりに：地域経済連携への期待と日本の役割

—CPTPP、RCEP、日EU・EPA—

世界で保護主義と貿易摩擦が拡大する中で、日本が提案して進めてきたCPTPPが発効に至ったことは、大きな意義がある。日本EU・EPAも発効した。RCEPも今秋の交渉全面妥結を目指している。オランダのTPPが他のメガFTAを後押ししたように、CPTPPと日本EU・EPAの発効がRCEPに作用して、さらに3つのメガFTAが相互に作用して相乗効果を生むであろう。またCPTPPに見られるような参加国の増大が、さらなる相

乗効果を生むであろう。

メガFTAに入らないことは、非参加国の貿易と投資に大きなマイナスとなる。またメガFTAが支援する生産ネットワークに参加できない。TPPから離脱した米国の輸出においても、たとえば日本へ輸出する牛肉や豚肉には、オーストラリア産などの牛肉・豚肉に比べて高い関税が掛かっている。米国には、TPPとメガFTAの利点を説明して、TPPに戻ることを説き続ける必要がある。CPTPPには、米国が戻る際には、凍結した22項目を解除して米国を復帰させる仕組みがある。そして日米交渉では、CPTPPを盾に、TPP以上の関税引き下げには応じないようにならなくてはならない。

日本は、TPP 11、RCEP、日本EU・EPAの3つのメガFTAを進めて保護主義に対抗している。現代世界の厳しい通商状況において日本の役割は大きい。さらに3つのメガFTAを進めて行かなければならない。日本がASEANと協力して、RCEPの交渉妥結に導く事も重要である。

現在の世界経済はきわめて厳しい状況にある。さらに保護主義と貿易摩擦が拡大すると、大戦間期のブロッ

ク経済のような状態に陥る可能性も考えられる。3つのメガFTAが、現在の保護主義と貿易摩擦を少しずつ逆転させていくことを期待したい。



注1…シンガポール、チリ、ニュージーランド、ブルネイの4カ国

【参考文献】

- ・「特集東アジアの経済統合—AEC、RCEP、TPPと「帯一路」—」、『アジア研究』（アジア政経学志）第64巻第4号（18年12月）（<https://www.jstage.jst.go.jp/browse/asianstudies/list/-char/ja>）
- ・石川幸一・清水一史・助川成也編著（2016）『ASEAN経済共同体の創設と日本』文眞堂
- ・真家陽一（2018）「米中経済の相互依存関係を踏まえた貿易戦争の現状と今後の展望」、『CSTEC Journal』18年6月号
- ・清水一史（2017）「トランプショックとASEAN経済統合」、『世界経済評論』第61巻第5号
- ・清水一史（2019）「保護主義拡大下のASEANと東アジア経済統合」、『国際貿易投資研究所（ITII）』（2019）『AEC2025がASEAN機械工業に与える影響』



米中貿易戦争の問題の本質は、引き潮にある米国の技術覇権が中国にチャレンジされ、貿易戦争が米中の技術覇権争いに発展しつつある。貿易戦争が下火になっても、技術覇権争いは相当に長期化すると予想される。地政学リスクを含め、国際社会を安定させるためには、対話を強化し、ルール作りを加速することが求められる。

トランプ大統領が仕掛けた 対中貿易戦争の結末

柯 隆 東京財団政策研究所 主席研究員

米中貿易戦争について議論する前に、まず、国際貿易が必ず均衡しないといけないのかを産業構造的に確認しておきたい。一国の経常収支は基本的に均衡したほうがいいと一般的にいわれている。その前提は輸出と輸入が均衡しないといけないということになる。しかし、世界のほとんどの国は経常収支が均衡しない。日本や中国のような輸出製造業が盛んな国は輸出超過になりがちである。それに対して、米国は貯蓄よりも消費が超過しがちなため、輸入超過になりやすい構造である。

輸出超過の国と輸入超過の国はその貿易政策の結果というよりも、産業構造と経済構造が原因である。日本と中国はどちらも消費率（民間消費+GDP）よりも、貯蓄率（貯蓄+GDP）が高い国であり、同時に、輸出製造業が発達している。このような産業構造と経済構造は過去数十年の経済発展モデルがもたらした結果である。要するに、輸出に依存する経済発展モデルになっているからである。

一方、輸出超過の国は得する、輸入超過の国は損する、と必ずしもいえないことに留意しておく必要がある。米国はその典型である。経常収支

支は確かに赤字だが、資本輸出によってそれが穴埋めされるようになっていく。俗にいう基軸通貨を持つ米国は、ドルを輸出することで経常収支の赤字をファイナンスすることができる。大量消費の米国家庭は安い価格で日本、そして中国から品質の良い消費財を大量に輸入できるからこそ、インフレーションが抑制されている。仮にそれを問題視するならば、米国は民間消費を抑制し、貯蓄率を向上させなければならぬ。産業構造を変えないまま、いくら為替レートの調整や制裁関税の実施を行っても、貿易収支は均衡しない。

あらためて米中貿易戦争の本質を考えれば、トランプ大統領は対中貿易赤字を問題にしているようにみえるかもしれないが、それは本質的な問題ではない。問題の本質は引き潮にある米国の覇権が中国にチャレンジされ、貿易戦争が米中の覇権争いに発展しつつあることだ。拙稿は政治経済学の観点から米中貿易戦争の行方を展望することにする。

1. 変化する米中関係の本流

1972年、ニクソン大統領が訪中したのをきっかけに、米中関係は

対立から歩み寄った。それから、50年近い歳月が経過した。決して、順風満帆ではなかったが、基本的には両国関係は紆余曲折を経ながらも発展してきた。かつて、毛沢東時代（1949-76年）、中国で米帝国主義と呼ばれたが、中国外交において米国は一貫して最重要な相手国となっている。

国交正常化以降、歴代米国大統領は訪中するたびに、必ず人権問題を提起し中国に注文をつけた。それに対して、中国政府は内政問題として干渉を拒む姿勢を示すとともに、中国の人権問題が年々改善していると応酬する。中国にとって外交上最大のタブーは台湾問題である。これについて、米国政府も中国共産党に配慮し、特段のことがなければ、台湾問題に触らないようにしてきた。

これまでの50年あまりの米中関係を振り返れば、特筆すべき出来事は89年の天安門事件をきっかけに、米国の中心とする西側諸国がいつせいに中国に対して経済制裁を実施したことで、その後、情勢が安定するようになってから、91年海部俊樹首相（当時）の訪中が突破口となり、中国は再び「改革・開放」路線に回帰した。もう一つ重要な出来事は2001

年、中国が世界貿易機関（WTO）加盟を果たしたことである。その背景には、米国が中国のWTO加盟を認めたことがある。長い間、中国のWTO加盟をめぐる、米中の対立があった。それは、中国がほんとうにWTOのルールを守るかどうかに関する対立である。結果的に、朱鎔基首相（当時）が金融市場を含むすべての市場の開放を約束することで米中は決着した。それに関するもう一つの動きは、米国における中国民主化に対する期待である。米国の左派の論客たちは、中国のような大国は経済発展すれば、徐々に民主化していくとの命題を、議会を中心に吹き込んだ。逆に経済が発展しなくなれば、ますます独裁化していくといわれている。これこそ米国が中国に対して経済協力をを行う真の狙いだった。

しかし、18年3月の全国人民代表大会で憲法が改正され、国家主席の任期が最長10年という規定が撤廃された。この憲法改正をきっかけに中国はより長期の独裁政権が誕生するとみられるようになった。いくら寛容的な米国といっても、これを看過できない。要するに、米中関係の本流が変わってしまったといつていい。

2. 貿易戦争よりも技術覇権争いの長期化

繰り返しになるが、制裁関税の実施や為替レートの調整は貿易不均衡の是正には寄与しない。それを米中両政府が十分に理解しているかどうかは定かではない。なぜならば、米中との貿易交渉において中国が提示した妥協案をみると、エネルギー資源や穀物の買い増しなど一過性の措置ばかりだからである。

トランプ大統領、とりわけ米政府が問題にしているのは、①知財権の侵害、②国有企業への補助金、③外国企業に対する中国企業への技術移転の強要などである。特に①の知財権侵害は外国企業のみならず、中国企業も被害を受けているはずである。知財権侵害を野放しにすると、中国企業も真剣にイノベーションに取り組まない。②の国有企業への不透明な補助金は地場民営企業にとっても不公平である。③外国企業に対する技術移転の強要は、中国企業の技術レベルの向上に資しない。イ

ノベーションは企業が内面から取り組まないと、成果が出てこないものである。18年は中国の「改革・開放」政策の40周年の節目の年である。この40年間、中国社会と中国経済は質的に変化したにもかかわらず、中国政府の姿勢はまるで変わっていない。ここで問われているのは、政府の役割と市場の役割という古典的な命題である。企業のイノベーションにおいてそ

ノの主役は政府ではなく、企業のはずであるが、中国の場合、政府はいつも先頭に立って、資源配分と許認可を支配し、国有企業に有利な政策を実施する。よく指摘されていることだが、「雇用の創出とGDPへの寄与度は外国企業を含む非国有企業が一番貢献している。この現実を直視して、非国有企業に対する差別を取りやめないと、中国経済の発展は持続不可能である。」

そして、手続きについても問題がある。貿易戦争が勃発してから、米政府は毎回のことだが、必ず議会での公聴会を経て、制裁関税を引き上げた。それに対して、中国政府は、公聴会を開催せず、即座に報復措置を実行する。このやり方は賢明とはいえない。

トランプ大統領の米政府の狙いは貿易不均衡の是正ではなく、米国の技術優位を脅かす「華為」（ファーウェイ）やZTEなど中国のハイテク企業である。これらのハイテク企業は中国国内で独占的な地位にあり、絶対的な優位性を誇示している。しかし、これらのハイテク企業は核となる技術を持っておらず、半導体チップなどは依然として米国からの輸入に頼っている。この事実を忘れてしまい、



問題の本質は米中技術覇権争いにある

あたかも米国の技術力に勝っているように勘違いしているようだ。

貿易戦争が勃発したあと、習近平国家主席は北京での演説のなかで、「我々は何も恐れていない。やられたら、必ずやり返す」と強気の姿勢を示した。中国政府が描いた中国の自画像は明らかに自己誇張したものであった。結論的にいえば、米中貿易戦争は下火になっても、技術覇権争いは相当長期化すると予想される。

3. 中国の夢とはなにか

中国共産党指導者はスローガンが大好きようだ。かつて、最高実力者だった鄧小平は「経済発展こそこの上ない理屈である」、「白猫だろうが、黒猫だろうが、ネズミの捕れる猫はいい猫だ」とリアリストの考えを国民に示した。江沢民元国家主席は「三つの代表」という考えを国民に提示した。三つの代表とは、共産党は単なる「工人」（都市労働者）の代表だけでなく、農民や知識人と資本家の代表でもあるということのようだ。共産党の再定義は中国社会構造の変化に応じたものだった。その後、胡錦濤政権が誕生し、胡錦濤前国家主席は「科学的発展観」を提唱し、「和

諧社会」（調和のとれた社会）の構築を呼びかけた。

「科学的発展観」とは、生態環境に配慮した経済発展のことであり、和諧社会とは、様々な社会矛盾を解消し、国民が幸せに暮らせる社会を実現することである。

6年前に習近平政権が誕生した。それと同時に、習近平国家主席は国



米国政府の狙いは中国のハイテク企業にある

民に「中華民族の復興」と「中国の夢の実現」を呼びかけた。その心は中国を強国にすることである。近代史において中国は西洋列強に侵略され続けた。なぜならば、当時の国力が弱かったからだといわれている。要するに、強い国は侵略されないということがある。習近平国家主席の夢は「強国復権」の夢である。

しかし、経済力はお金すなわち、GDPだけでは測れない。国力には強い軍事力が不可欠である。しかし、軍事力をとことんまで強化した場合、どうなるのだろうか。旧ソ連のように崩壊する。なぜならば、行き過ぎた軍事力の増強を経済が支えきれないからである。一国の防衛力は最適化する必要がある。

習近平政権は古代のシルクロードに習って、近代的なシルクロード「一带一路」プロジェクトの建設を呼びかけている。しかし、その中身を見ると、ほとんどは港湾や鉄道といったインフラなどハードウェア

の建設である。考えてみれば、古代のシルクロードは唐の王朝が道路などのインフラを整備した記録が残っていない。なぜペルシャ湾の商人はラクダに乗って長安を目指したのだろうか。同様に、日本から多数の遣唐使が命をかけて、長崎を出発して、寧波の港に着き、それから馬に乗って、長安を目指した。彼らを引き付けたのは、唐王朝の経済力でもなければ、軍事力でもなく、輝かしい文化力だった。

今、中国は世界2番目の経済力を有している。軍事力は米国には及ばないが、どこかの国に侵略される心配はなからう。中国にもっとも欠如しているのは、文化力である。まず、伝統文化は毛沢東時代の末期の文化大革命のとき、完全に壊されてしまった。たとえば、学校教育で漢詩の教育はまったく行われていない。一方、近代文化はまったく芽生えていない。文化が芽生える条件は自由が必要不可欠である。小説や映画を創作しても、それを発表するにあたって、共産党の審査を通過しなければならぬ。その結果、共産党にとって都合のいい作品しか発表されない。結果的に、中国の文化力は弱まる一方である。

4. 中国的ヘゲモニーの虚像

政治の世界において指導者の好み
に迎合する取り巻きや知識人はいく
らでも存在する。これは中国のみな
らず、世界のどの国も同じである。
世界銀行のチーフエコノミストを勤め
た北京大学の林毅夫教授（経済学）
は、中国経済は向こう20年間、年平
均10%成長を続けることができる
と豪語する。清華大学胡鞍鋼教授は北
京でのフォーラムで「我が国は科学
技術において既に米国を全面的に超
越した」と述べた。彼らはほんとう
にそれを信じて述べているなら問題だ
が、信じていないのに、指導者の好み
に迎合して述べているなら、なおさら
問題である。

1840年のアヘン戦争以降、中
国が西洋列強に侵されたのは事実だ
が、だからといって、指導者に中国
国力の虚像を吹き込むのは許されな
い。かつて、鄧小平は、「我々は永遠
に覇権を求めない」と述べた。むしろ、
新興国家の中国がその台頭とともに、
既存の国際秩序を変えようとするの
はきわめて自然なことである。問題
なのは、国際秩序を変えるには、ルー
ルに則って行わなければならないこと
である。

100年前の世界と違って、今の
グローバル社会の特徴は、ある一国
が世界を完全に支配しようとしても、
できなくなった。すなわち、一国のヘ
ゲモニーは単なる虚像にすぎず、重
要なのは、国際社会との協調である。
こういう意味において、トランプ大
統領の米国第一主義も実に愚かな発
想である。仮にそれは選挙のためのス
ローガンであれば別として、本気で
国際協調を無視して、米国第一主義
を追い求めようとするならば、既存
の国際秩序を壊してしまうだけであ
る。

世界地図を広げて鳥瞰すれば、地
政学リスクは年々増幅していること
がわかる。保守主義の台頭を助長し
ているのは、米国だけではない。英国
のEU離脱もEUの結束にとつて
深刻なダメージとなる。

地政学リスクとは、国際社会でそ
れぞれの国が自己利益を最大化しよ
うとするだけで、テロなどのリスクを
抑止できなくなることである。それ
を助長しているのは、国際社会の対
話が途絶えた現実である。たとえば、
G20などのサミットが開催されて
も、共同文書さえ発表されないとい
う異例な事態が起きている。

中国の台頭は明らかにこれまでの
国際社会の均衡を崩すものである。
かといってそれを避けられるわけでは
ない。新たな均衡に達するまで、国
際社会は安定しないだろう。ここで求
められているのは対話を強化し、ルー
ル作りを加速していくことである。

5. 2019年の日中関係
の展望

19年は日中関係改善の年になりそ
うだ。18年、李克強首相の訪日に続
いて、安倍首相は7年ぶりに訪中し
た。19年、習近平国家主席が訪日す
る予定といわれている。しかし、この
まま、日中関係は改善するだろうか。
政治家は自らの必要性に応じて、
国際関係を作っていくとする。しか
し、日中関係を決めるのは政治家で
はなく、両国の国民である。今まで
の40年余り、日中関係はあまりにも
大きくぐくしゃくしてきた。政治指
導者は政治の必要性に応じて、外交
回復を実現させたが、歴史の負の遺
産を十分に解決せず、日中友好だけ
がスローガンとなって叫ばれても、真
の日中友好は実現しない。

おそらく19年も、日中両国間に横
たわっている種々の問題が解決され

ずに、関係改善が進むようにみえる。
ただし、良好な日中関係を実現する
には、歴史問題など種々の問題を直
視しないといけない。

最後に指摘しておきたい重要なポ
イントは日本人と中国人の国民性の
違いである。同文同種といわれる両
国民だが、国民性は大きな隔たりが
ある。日本人は何かあるとき、往々
にして理屈の理に訴える。それに対
して、中国人は理に訴えるよりも、
情けの情に訴える。日本人は中国人
に比べ、理屈っぽいといわれる。

日本人の歴代首相のなかで、田中
角栄元首相は稀にみる情の熱い政治
家だが、それでも、北京を訪問した
とき、それ以上に情の熱い周恩来首相
（当時）の情に乘せられ、最後に迷
走してしまった。

国際社会においては情が重要だが、
負のレガシーを解決するには、理も重
要である。日中両国の政治家は冷静
に膝を突き合わせて理を論じることが
できるようにならないといけない。

結論的に、足元では、米中関係が
対立している以上に日中関係が改善
する方向に傾いているが、それを持続
させるために、両国の政治家は理を
論じて、国民感情を改善するように
努める責務があると思われる。

世界の二大経済大国である米中の緊張状態は、産業界に大きな影響を及ぼしている。本稿では、米国による「輸出管理改革法」など最近の新たな輸出管理に関連する規制と、中国で2017年6月に公表された「中国輸出管理法草案」を中心に解説する。

なお、米国の最近の規制には、貿易・投資や国際的サプライチェーンに影響するものも見られるため、それも紹介したい。

米中の貿易管理政策と日本の対応

一般財団法人 安全保障貿易情報センター(CISTEC) 事務局



中国企業製の通信・監視機器利
用の製品は米政府機関による調
達を禁止 (18年9月杭州)

1. 米国の「国防権限法 2019」とその規制内容

米国では、2018年8月に、国防予算とその執行方針を定める「国防権限法」の19年法が、上下院で圧倒的多数で可決されたのち、同月13日にトランプ大統領の署名を経て成立した。そこには、貿易・産業活動に多大なインパクトのある規制法令がいくつ含まれている。

- ①輸出管理改革法 (E C R A) の制定
商務省 B I S による輸出管理規則 (E A R) の上位法はこれまで失効していたが、本輸出管理改革法の制定によって、その上位法として位置付けられることとなった。ポイントは以下の通り。
・エマーシングテクノロジー (新興技術) とフロンティアシヨナルテクノロジー (基盤的技術) についての新たな輸出規制の導入
・米国の武器露露輸国に対する輸出許可要件の見直し指示

② 外国投資リスク審査現代化法 (F I R R M A) の制定

外国投資委員会 (C F I U S) による対米投資審査対象を拡大するもので、小規模投資 (スタートアップ企業等) を含む。

対象は、重要なインフラ、「重大技術」(クリティカル・テクノロジー) (新興技術)、「基盤的技術」を含む)、米国人の機微な個人データに関わるビジネス関係者への投資、米軍や政府施設近隣の土地取得等。

③ 米国政府調達における中国企業の通信・監視関連機器・サービスの利用禁止と、それら機器等の利用企業との取引禁止規定

2. 輸出管理改革法 (E C R A) について

「安全保障輸出管理」というのは、民生品・技術が大量破壊兵器の開発等や、通常兵器による紛争、軍拡等に利用されないようにするために、国際的な取り組みとして進められている輸出規制である。以下、米国の規制内容を説明する。

(1) 米国の輸出規制の基本的枠組み
米国の輸出規制は、日本や欧州のそれとは異なる部分があるので、注意が必要である。例えば次のような点である。

- ・米国からの輸出後であっても域外適用

となる規制 (再輸出規制)

・同一国内で永住権を保有しない外国籍者への移転 (組織内の移転も含む) も規制 (みなし輸出・再輸出規制)

具体的には次のような規制の枠組みとなっている。米国では「製成品」、「技術」、「ソフトウェア」の3区分で規制されているが、ここでは、「技術」を例にして説明する。

① 輸出規制 (於・米国)

米国から、米国に存する技術 (米国原産とは限らない) を外国に輸出する場合

② 再輸出規制 (於・日本等)

米国原産の技術 (またはそれが一定割合組み込まれた技術等) を、米国の輸出先国 (例えば日本) からさらに第三国に輸出する場合

③ みなし輸出規制 (於・米国)

米国内において外国籍者 (米国永住権者は除く) に技術を開示する場合 (同一社内であっても規制対象)

④ みなし再輸出規制 (於・日本等)

米国からの輸出先国 (例えば日本) において、日本国籍以外の外国籍者 (日本永住権者は除く) に E A R 対象技術を開示する場合

② ポイント① 「新興技術」と「基盤的技術」についての規制

① 「新興技術」と「基盤的技術」の具

表 ECRA 規制対象案として例示された14分野

1	バイオテクノロジー	8	輸送関連技術
2	AI・機械学習	9	付加製造技術 (3D プリント等)
3	測位技術	10	ロボティクス
4	マイクロプロセッサ	11	ブレインコンピュータインターフェース
5	先進コンピューティング	12	極超音速
6	データ分析	13	先端材料
7	量子情報・量子センシング技術	14	先進セキュリティ技術

(注) これらの下に、さらに細部の技術例があげられている。

体的対象

ECRA の規制対象の「新興技術」と「基盤的技術」の具体的対象はまた決まっていない。「新興技術」についての定義はないが、また研究段階で製品化に至る前の形成途上のものでという概念を捉えられている。18年11月にパブリックコメント(パブコメ)が募集されたが、14分野の技術が例示されている。このパブコメでは、どのように決めればいいのか? という漠然とした意見募集にとどまっていたが、今後検討の上、成案を作り再度パブコメが募集されるとしている。パブコメでは、産業界、大学等を含め

て慎重な意見が提出されているが、米国内閣でも調整が難航している模様であり、成案ができたものから、逐次パブコメを募集するようである(表)。

「基盤的技術」については、既に存在する(成熟している)技術について米国の安全保障上の優位性確保の観点から規制するという考え方に立っている。このため、既に輸出等を行っているハイテク技術で、米国の優位性を確保する必要があると位置付けるものが規制されることになるので、産業界としても対象技術がどうなるのか注視されるであろう(近日本中にパブコメ募集見込み)。

②規制対象仕向国

「最低限として禁輸国(武器禁輸国を含む)」とされており、中国は米国の武器禁輸国なので規制対象となってくる。それ以上に日本なども含まれるとは考えにくい。規定上はその可能性がないわけではない。

③規制対象「技術」

米国EARでは、前述の通り、「製品」、「技術」、「ソフトウェア」の3区分で規制されているが、今回の規制では、「技術」だけでなく、「製品」、「ソフトウェア」も含まれる可能性がある。

③ ポイント②「包括的武器禁輸国に対する輸出許可要件の見直し」

ECRAでは、上記の「新興技術」、「基

盤的技術」の規制とは別途、「包括的武器禁輸国」に対する輸出、再輸出、国内移転について、以下を含む許可要件の見直しを求めている。

①軍事エンドユース・ユーザー規制の許可要件の範囲の検討

②リスト規制で許可不要とされているものは是非の再検討

まず、軍事エンドユース規制については、通常兵器関連の最終用途に懸念がある場合に個別の輸出案件ごとに許可が必要となるものである。中国、ロシア等4カ国が対象だが、中国のみ、軍事エンドユーザー規制(最終需要者に懸念がある場合に許可が必要)が規定されていない。これが規定される可能性がある。リスト規制については、従来、許可不要で輸出することができたものが、その範囲が狭められたり、製品によっては許可が難しくなる可能性がある。

この許可要件の見直しについては、18年8月13日から270日以内に見直した内容を施行せよとされているので、19年5月中旬までには施行される可能性がある。

④日本の産業界にとっての留意点

今回の米国の新たな輸出規制に関連して、中国関係で留意が必要な点として次のようなものが挙げられる。

①「新興技術」、「基盤的技術」の規

制については、国際輸出管理レジームに提案し、国際的に連携することがECRA上で求められている。したがって、日本も同様の規制導入を求められる可能性が大きいこと。

②これまで許可対象でなかった技術・製品が許可対象となり、中国への輸出・再輸出、中国内での移転、中国企業内でのやりとりに制約がかかる可能性があること。

③中国では軍民融合政策が国家戦略として推進されており、民生企業・大学もこれに関わることが求められる場合が増えつつある中、軍事エンドユース、エンドユーザー規制の強化等により、民生取引にも制約がかかる可能性があること。

3. 輸出管理改革法以外で取引に影響を及ぼす可能性がある米国の規制

「輸出管理」に直接関わる米国規制は前述のECRAだけだが、貿易や国際サプライチェーンに影響を及ぼす恐れがある規制は、制裁関税だけではない。前掲の国防権限法2019で規定されたFIRORMAや中国製通信・監視機器関連の規制、そして最近の米国による裁量的輸出規制(Entity List等)の掲載)や制裁措置等があるので、簡単に紹介する。

(1) FIRRMによる制約

従来のような、米国における米国企業へ支配権を及ぼして安全保障上懸念が生じるような投資だけではなく、重要インフラ、重要技術、機微な個人データ等に関わる「米国ビジネス関与者」への投資によって懸念が生じる場合も規制対象となった（支配権が及ぶかどうかは関係ない）。

未施行ながら、既に、日本企業の欧州子会社に対する中国企業の投資がCFIUSにより承認されなかったという事例が生じている。米国における米国企業への投資ではないが、その欧州子会社の米国でのビジネス展開状況を踏まえての措置と思われる。このような事例が、今後は広く生じる可能性がある。

(2) 米国政府調達での中国企業製造・監視機器等に係る規制による制約

国防権限法2019では、

①通信・監視関連の同法に特記された中国企業5社などの中国企業（子会社、関連会社を含む）製の通信・監視機器やサービスを「本質的・実質的に」利用している製器品等の米国政府機関による調達禁止（19年8月13日施行）

②上記①の機器・サービスを「本質的・実質的に」利用している企業等との米国政府機関の取引禁止（20年8月13日施行）という2種類の規制が規定されている。

「本質的・実質的に」の解釈その他詳細な下位規則は近々公表される予定であるが、特に②の規制は影響が大きい。なお、「中国企業」の範囲には、特記されている5社以外にも、中国の「所有／支配／関係」下にある企業も含まれる。その定義は示されていないが、国防総省等の関係機関が協議して企業名を告示するようになっている。

中国企業製のサーバー、ルーター、基地局等を利用して企業などは日本、アジア、中国を含めて多数あると思われるが、利用している場合は、その企業の業種、製品が何にかかわらず、米国政府機関との取引が禁止されることになる。そのまま実施されるとすれば、サプライチェーンのあり方にも影響を及ぼす懸念がある。

(3) 米国の裁量的輸出規制措置や制裁による制約

米中間の緊張を背景に、特に18年後半以降、米国による中国企業に対する規制措置が目立っている。米国EARでは、商務省は、「米国の安全保障政策、または外交政策上の利益に反する者」や違法輸出に関与した者等を「Entity List」や「Denied Persons List (DPL)」等の、輸出が原則禁止される者のリストに掲載することができるとなっている。

18年8月には軍需企業集団傘下の44

組織を「許容できない軍事用途の活動に関与」、「不正調達に関与」を理由としてEntity Listに掲載し、原則輸出・再輸出を禁止とした。その中には、民生製品の海外メーカーとの合併企業も含まれていた（これまでは、軍需企業集団傘下の企業・大学だとしても、民生分野の取引に限定されることが担保できれば、日米とも一律に取引が規制されることにはなっていない）。

また、同10月末には主要DRAMメーカーである福建省晋華集成電路（JHICC）もEntity Listに掲載され輸出等が禁止された。その理由は、直接的には「米国の国防システム向けの重要部品のサプライチェーンへの脅威」というものだった。

米国では、情報通信分野や国防産業分野の国際サプライチェーンにおける中国依存リスクについての議会や国防総省の報告書が出されており（各4月、10月）、そのリスク軽減に向けて取り組みごととされている。

このような流れの中で、違法取引に関与したという理由にとどまらず、米国の安全保障上の利益に反するとの理由で、いわば裁量的にEntity ListやDPLに掲載して輸出規制が行われることが増えてくる。従来問題なく取引していた相手企業との取引が制約を受ける懸念が

出てくる。

また、イラン制裁、ロシア制裁、北朝鮮制裁に関する違反に対しては、米国政府、議会とも厳しく対処してきており（財務省外国投資管理室（OFAC）によるSDNリスト掲載等による金融制裁を含む）、個別事案ごとにその影響を慎重に見極めることが必要となってくる。

4. 中国輸出管理法草案について

中国商務省は、17年6月に、中国輸出管理法草案を公開し、パブリックコメントを募集した。その後の経過と現状、問題点を紹介する。

(1) これまでの経過

これまで中国では、大量破壊兵器関連の輸出規制法令は個別に存在していたが、通常兵器関連の輸出規制は整備されていなかった。国際的には、大量破壊兵器関連と通常兵器関連の双方の輸出管理法制度を整備することが求められているため、中国輸出管理法草案もそのような流れに合致するものではあった。

しかしながら、その内容には、国際的に一般的な制度とは異質な規制が存在し、海外企業の中国との貿易、投資に多大な制約をもたらす、中国自身にもマイナスの影響を及ぼす点も少なくないと思われる。



このため、日本の産業界として日本経済団体連合会、日本商工会議所、安全保障貿易情報センター(CISTEC)を含む8団体連名での詳細な共同意見書を提出した(17年12月)。さらに、日米欧三極の産業界として14団体連名での共同意見書も提出された(18年2月)。いずれも内容的には同じ趣旨である。

経済産業省もこの問題を重視し、様々なレベルで中国政府側に対して三極産業界の意見を踏まえた適切な対処を要請してきているほか、『「不正貿易白書」においても問題事例として取り上げられた。また、三極政府間で、世界貿易機関(WTO)上の問題点を中心に連携が取られているようである。

その後、商務部において、各方面から提出されたパブコメも踏まえて修正案の検討が行われている。18年12月に公表された商務部の活動報告によれば、商務部での作業は終わり、国務院の審議に付されているとのことである。通常の手続きとしては、政府案段階でのパブコメ募集と、主人代審議段階でのパブコメ募集とがあるが、19年3月8日時点では、パブコメは募集されていない。

3月初めから主人代が始まり、4月以降はおおむね2カ月置きに主人代常務委が開催されるので、今年のいずれか

の時点で、審議されるものと思われる。

(2) 草案の問題点

問題点を大別すれば、以下の4点になる。

① 幅広い分野の多くの企業に影響―拙速による混乱懸念

新たに通常兵器関連の汎用品・技術の輸出規制を導入することになるので、極めて広汎な製品・技術が中国からの輸出規制の対象となる。今まで規制がなかったところに、十分な準備期間がないままに施行されることになれば、大きな混乱を招く。下記③のような異なる制度が入ってくれば混乱はさらに大きい。

② WTO上の問題

国際競争力、国際市場への影響等を考慮すべき要素にしていることや、「戦略的稀少資源の保護」を起草説明に記載して規制対象化する含みが見られることは問題。また、報復措置(対等原則)の規定もなまじまない。

③ 貿易・投資環境を著しく阻害する異質な制度

米国法を参考にしたと思われるが、草案にある下記の制度は国際的には一般的ではなく、中国との輸出入や外資企業の日常的活動に多大な制約となる。ひいては、中国での立地自体に大きなマイナス要因となる。

・再輸出規制の導入(規制対象の中国

製成品内蔵品の域外からの輸出の許可)

・みなし輸出規制の導入(国内の組織内外の外国人+「外資企業」への提供規制)
・輸出先での最終需要者・用途確認権限の規定

④ 不合理な運用の懸念

不合理な技術開示要求/ブラックリスト(禁止顧客リスト)等の政治的利用などの懸念

同草案が公開されパブコメが募集された時点では、まだ米中間の緊張が本格的に高まる前だった。その後の米中間の緊張関係がこの中国輸出管理法草案の内容、提出時期等はどう影響するのか不明だが、仮に原案に近い内容で成立、施行されるとすれば、日本企業にとっても中国との貿易環境、投資環境には大きなマイナスとなり、貿易・投資に大きな影響を与える可能性は否定できない。

日米欧三極産業界の共同意見書で示された懸念が理解され、適切な内容のものとなることを切に期待したい。

5. まとめ

以上紹介した諸規制は、いずれも今後詳細が決まってくるものではあるが、産業界にとっては大きな影響をもたらすものばかりである。特に米国に「連」の規制は「新冷戦」とも呼ばれるほどの厳しい対中認識があるように感じられる。

留意が必要なのは、米国の強硬な対中姿勢は、トランプ政権だけのものではなく、上下院の超党派による一致した流れといつことである。むしろ議会の方が概して強硬な感がある。

18年12月1日の米中首脳会談を受けて、米中協議が進められてきており、3月中に予定されている再度の米中首脳会談により貿易面を中心に一定の合意をみる可能性があるものの、米国側には、基本的価値観、国益の相違を背景にした先端技術面、軍事面での優位性の確保の観点から根底にあるため、短期間に緊張が収束するものとは考えにくい。

この点を念頭におきつつ、米中双方の規制が具体的にどうなるのかを慎重に見極めながら、対応を検討することが必要と考えられる。



【法令等の英文名称】

- ・「国防権限法2019年」NDAA 2019: National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2019
- ・「輸管理改革法」E C R A : Export Control Reform Act
- ・「外国投資リスク審査現代化法」FIRFMA : Foreign Investment Risk Review Modernization Act
- ・「DNRリスト: Specially Designated Nationals and blocked persons. List

2018年以降、米国と中国政府は、追加関税と報復追加関税を段階的に発動しており、農産物では、同年7月に中国政府が米国産大豆に25%の追加関税を賦課した。18年における中国の大豆輸入先では、ブラジルからの輸入量が増加する一方、米国からの輸入量が減少した。米国では18年度に大豆生産量が増加、輸出量が減少しており、期末在庫量は過去最高水準まで増加することが見込まれている。こうした動向は、世界大豆需給の不安定要因となることが考えられるため、今後も注視が必要である。

世界食料需給からみる米中貿易摩擦

小泉達治 農林水産省 農林水産政策研究所 上席主任研究官

1. はじめに

中国は、世界最大の食料輸入国であり、米国は最大の食料輸出国の一つである。この両国の食料貿易関係は、世界の食料需給・貿易にとって最も重要な要因である。2018年3月以降の米国と中国による関税賦課とこれによる報復関税の一連の米中貿易摩擦は、両国の貿易問題にとどまらず、世界経済全般にも影響を与えている。こうした動きの中で、特に7月6日に中国政府が大豆等をはじめとする米国からの輸入品545品目に追加関税を賦課したことは、両国のみならず、世界農産物需給全般にも波及している。本稿では、18年の米中貿易摩擦の一連の動きのうち、農産物の中でも最も大きな影響を与えている世界大豆需給への影響について解説したい。なお、本稿では刊行時期との関係から、18年2月下旬までの情報に基づいた分析であることをご了承いただきたい。

2. 農産物貿易をめぐる米中貿易摩擦の経緯

米国ではトランプ政権発足後も、対中貿易赤字が拡大したことが米

中間の懸案問題となっていた。米国政府は、18年3月23日に、通商拡大法232条に基づき、EU、中国、カナダ、メキシコ等に対して、鉄・アルミの輸入品に関する関税の引き上げを行うことを発表した。この措置は、当初は中国のみを対象としたものではなかったが、後にオーストラリア、EU、カナダ等を除外したことにより、中国産の鉄・アルミにターゲットを定めた措置となり、15〜25%の関税が賦課されることとなった。これに対して、中国政府は、報復措置として、4月2日に米国産冷凍豚肉等に25%、ナッツ類、ドライフルーツ類に15%の関税が賦課されることとなった。そして、米国政府は知的財産権の侵害を理由に、4月3日に情報通信機器等の1300品目(500億ドル相当)に対して25%の関税を賦課した。これに対して、中国政府は、4月4日に農産物を中心に、総額540億ドル相当の米国からの輸入品に対して追加関税の準備があることを発表した。5月には、米中政府間で米中貿易摩擦問題解消に向けた協議が行われたが、問題の解決には到らなかった。

そして、米国政府は知的財産権

の侵害等を理由に、7月6日に中国からの電気機器、自動車等の輸入品818品目(340億ドル相当)に25%の追加関税を賦課した。中国政府はこれに対する報復措置として、米国からの輸入品545品目(340億ドル相当)に25%の追加関税を賦課した。この対象品目には大豆、牛肉、豚肉、鶏肉、水産物、乗用車等が対象とされた。また、米国政府は、8月23日に中国からの半導体、プラスチック等輸入品279品目(160億ドル相当)に25%の追加関税を賦課することとした。中国政府はこれに対する報復措置として、米国からの鉄鋼製品、医療器等輸入品333品目(160億ドル相当)に対して25%の追加関税を賦課することとした。さらに、米国政府は9月24日に中国からの輸入品5745品目(2000億ドル相当)に10%の追加関税を賦課することを発表した。これに対する報復措置として、中国政府は米国からの輸入品5207品目(600億ドル相当)に対して5〜10%の追加関税を賦課する措置を発表した。

この後も米中間で貿易摩擦解消に向けた交渉が行われ、12月1日にG20開催中に行われた米中首脳

会談では、米国が追加関税の実施を90日間猶予する代わりに、知的財産権保護、技術移転、産業政策等5分野で協議することで一致した。この協議は19年3月1日までを期限とし、合意できなければ2000億ドル相当の中国からの輸入品の関税率を10%から25%に引き上げることとした。両国は、その後の閣僚級・次官級の貿易協議で、中国側が農産物やエネルギーの輸入を拡大すること等で交渉が進展した。そして、19年2月24日に米国政府は、3月1日に予定していた2000億ドル相当の中国製品に対する追加関税賦課を延期し、貿易交渉も交渉期限を延長して協議することを発表した。ただし、両国において、知的財産権保護、技術移転、産業政策等の分野での協議がまとまり、両国における貿易摩擦が解消されるか否かはいまだ予断を許さない状況にある（19年2月末現在）。

3. 米中農産物保護貿易の動きが世界食料需給に与える影響

中国は、もともと世界の大豆主要生産国であったが、1995年以降、旺盛な国内植物油需要量およ

び飼料用需要量に国内生産量が対応できず、大豆の純輸出国から純輸入国となり、00年度以降、さらに純輸入量が増加している。17年度における大豆輸入量は9413億トンとなり、世界の全輸入量の61%を占める世界最大の大豆輸入国となっている（USDA FAS 2019b）。一方、米国はブラジルとともに世界最大の大豆生産量の35%を占める世界最大の大豆生産国である。ただし、最近では、ブラジルおよびアルゼンチンの生産が拡大し、12年度以降は、ブラジルが世界最大の大豆輸出国となり、17年度における大豆輸出国では、ブラジルが50%、米国が38%を占めている（USDA FAS 2019b）。中国における国別大豆輸入量の推移をみると、12年までは米国が最大の輸入先であったが、13年以降はブラジルが最大の輸入先となり、17年では、ブラジルが全輸入量の53・1%、米国が同34・4%となった（Global Trade Information Services 2019）。一方、米国からの国別大豆輸出国の推移をみると、10年から一貫して中国が最大の輸出相手国であり、10年から17年にかけて57〜64%を占めてきた（Global Trade Information

Services 2019）。このように、米国にとつては、中国が最大の大豆輸先であるものの、中国にとって米国はブラジルに次ぐ輸入相手国という状況となっている。

中国が米国产大豆に25%の追加関税を課すことは、米国農業にも大きな影響を与えることが早期から懸念された。米国パーデュー大学（Purdue University）のTaheripour氏とTyner氏は、18年6月に、中国が米国产大豆に25%の輸入関税を課した場合、中国における米国からの大豆輸入量は69%減少、米国の大豆輸出国は29%減少、大豆生産量は13%減少となり、米国の経済的損失は

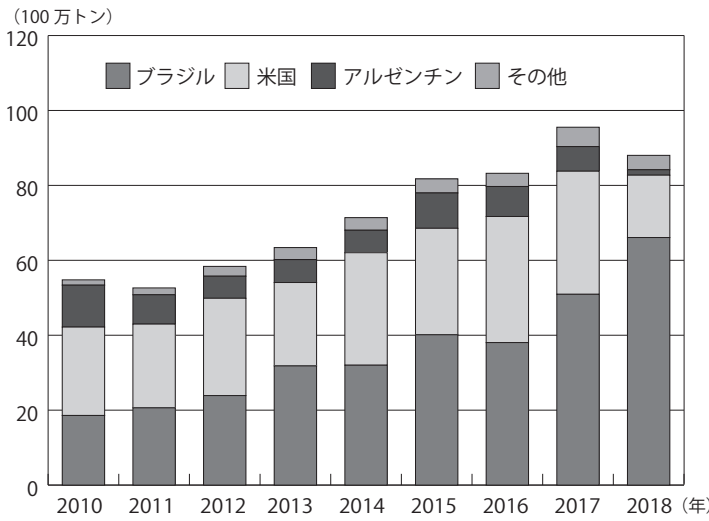
23億ドル減少、中国の経済的損失は24億ドル減少、ブラジルの経済厚生は22億ドル増加するとの影響試算結果を公表した（Taheripour and



中国側の報復措置として米国产冷凍豚肉にも追加関税が賦課

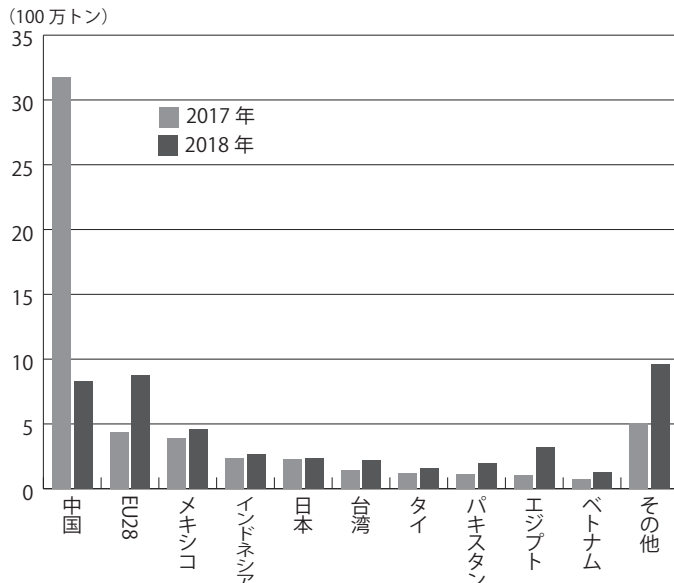


図1 中国における大豆輸入相手国の推移



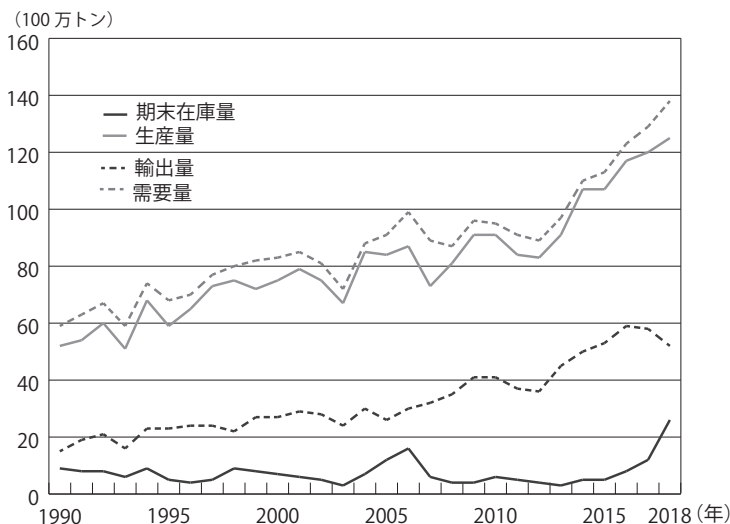
(出所) Global Trade Information Services (2019) より作成

図2 米国からの大豆輸出相手国・地域



(出所) Global Agricultural Trade System (GATS) (USDA-FAS 2019a) より作成

図3 米国の大豆需給の推移



(出所) USDA-FAS (2019b) より作成

「Tyner 2018）。一方、中国農業科学院では、「中国農業産業発展報告」を18年6月に公表し、米国および中国が25%の追加関税を課した場合、米国から中国への輸出額は約4割減少し、米国農業に比較的大きな影響を与えるものの、中国の農産物価格には5〜7%と限定的な影響となる試算結果を報告した（中華糧網2018）。

米国における影響試算結果は、パーデュー大学のGATPモデルのように一般均衡モデル^{注1}を使用した研究に対して、中国農業科学院では一般均衡モデルに部分均衡需給予測モデル^{注2}をリンクして行った研究である^{注3}。米国の研究では、委託先である米国大豆輸出協会の意向により、中国からの25%追加関税は、米中双方の経済に損失を与え、第三国益をもたらすとの内容から、米国大豆輸出協会等々の大豆関係団体の意向を強く反映し、追加関税の中止

を中国側に促す政策的メッセージとなった。これとは対象的に、中国側では米国農業には比較的大きな影響を与えるものの、中国農業には限定的な影響試算結果となるため、中国は追加関税を賦課しても中国農業には問題ないという政策的メッセージとなった^{注4}。

それでは、米中の保護貿易が18年以降の世界大豆需給にどのような影響を与えているのかみていきたい。まず、中国における18年の大豆輸入量は、前年に比べて7.9%減少し、ブラジルからの輸入割合は75.1%に上昇、米国からの輸入割合が18.9%に下落した(図1)。一方、米国の17年から18年にかけての国別大豆輸出量をみると、EU28が同101.7%増加、エジプトが同215.5%増加、台湾、タイ、パキスタンでも増加した。これは中国による米国产大豆25%追加関税賦課の影響で、18年7月から9月にかけて、国際大豆価格が軟調に推移したことにより、多

くの輸入国で大豆が購入しやすい状況となったことが考えられる。ただし、18年においては、中国向けが前年比で73・7%減少したため、米国の大豆輸出量は同16・0%の減少となった(図2)。米国では18年度(作物年度^{注1})に大豆生産量が前年度比で4・3%増加、需要量も同6・9%増加、輸出量が同10・8%減少することから、期末在庫量が同118%増加することが見込まれている(図3)。18年度の米国の大豆期末在庫量は2599万5000トンとなり、前年度の1192万3000トンの2倍以上に積み上がる見込みとなっている。なお、米国の大豆期末在庫量は過去最高となり、これまで過去最高であった05年度の1222万9000トンの2倍以上の水準となることが見込まれる。

4. おわりに

本稿では、18年からの米中政府による貿易摩擦が、農産物の中でも最も大きな影響を与えている世界大豆需給に与える影響について解説した。18年7月6日に中国政府が米国産大豆に25%の大豆関税を賦課したことに伴い、世界大豆貿易においては中国における米国産大豆輸入量が

減少する一方、ブラジル産輸入量が増加した。今後、米中間での知的財産権保護、技術移転、産業政策等の最終合意がまとまらず、中国からの大豆追加関税が今後も適用される場合は、世界大豆需給・貿易構造にも大きな影響を与えることが見込まれる。米中両国の大豆に関する貿易摩擦が、事態が長期化すれば世界食料需給構造にも影響を与えることが考えられる。米国では18年度に大豆生産量が増加、輸出量が減少したため、期末在庫量は過去最高水準まで増加することが見込まれている。19年2月末に開催された米中両国の閣僚会合では、中国は米国から1000万トン以上の大豆を購入することを約束したとの報道もあるが、これは17年における米国からの中国向け輸出量3173万トンのうち3分の1の水準に過ぎず、これが履行されても米国の大豆期末在庫量の削減の効果はあまり期待できないものと考えられる。さらには、今後、中国からの大豆追加関税問題が解消されても、米国は過剰な大豆の在庫処理への対応

が必要となる。この場合、今後、主要輸入国への大豆輸出圧力が加わる可能性も否定できない。また、こうした過剰在庫は国際大豆価格下落要因となることから、19年度の米国における大豆作付面積にも影響を与えることで同年度の大豆生産量が減少し、今後の世界大豆需給の不安定要因にもなることも考えられるため、今後も注視が必要である。



注1：経済活動相互に関連するすべての市場で均衡が同時に成立することを示す経済モデル。

注2：ある一つの市場のみを対象として、その需要と供給の均衡を分析する経済モデル。

注3：この影響試算を行った中国農業科学院農業経済発展研究所の担当者からも聞き取り調査を行ったが(18年12月)、異なるタイプの両モデルのリンクをどのように行ったか等の詳細なモデル構造は不明である。

注4：中国農業科学院農業経済発展研究所における予測担当者からの聞き取り調査(18年12月)。

注5：大豆の作物年度は、国・地域によって異なるが、米国では9月から翌年の8月が該当。

◆謝辞

本稿執筆に当たり、農林水産政策研究所菊池上席主任研究官からは中国農産物貿易全般に関して貴重な情報をいただいた。ここに感謝の意を表したい。

【参考文献】

- ・中華糧網(2018)「推進農業供給側改革は農業政策完善主方向」
http://www.cngrain.com/Publish/news/201806/639714.shtml
- ・Global Trade Information Services (2019) Global Trade Atlas, Global Trade Information Services.
- ・Taheripour, F. and Tyner, W. (2018) Impacts of Possible Chinese Protection of 25 Percent on US Soybeans and Other Agricultural Commodities. <https://ag.purdue.edu/arge/Documents/FPSG/2018%20July/Soybean-China-25-tariff.pdf>
- ・USDA-FAS (2019a) Global Agricultural Trade System (GATS), <https://www.fas.usda.gov/databases/global-agricultural-trade-system-gats>
- ・USDA-FAS (2019b) PS&D, <https://apps.fas.usda.gov/psdonline/app/index.html#/app/home>

日中スマート製造協力の課題と展望 — 第2回日中スマート製造交流セミナーでの議論から —

一般財団法人日中経済協会 調査部長 高見澤 学

2018年12月17日、北京において第2回日中スマート製造交流セミナーが開催された。本セミナーは、同年5月の世耕弘成経済産業大臣と苗圩工業信息化部長との合意によって開催されたものであるが、その実現に至る前段階として、17年11月の日中経済協会合同訪中代表団での工業信息化部との対話における日中イノベーション協力に関する議論を受け、同年12月に第1回日中スマート製造交流セミナーを開催した実績が基礎となっている。

はじめに

世界は今、情報通信技術（ICT）やデジタル技術の急速な発展によるイノベーションに支えられた第4次産業の到来によって、人々の生活スタイルが大きく変わる転換期を迎えている。新たな生活の環境・条件に適合するニーズに応えるためには、企業の生産現場においても急速な変化が求められる。それを可能にするカギがスマート製造の実現にあると言っても過言ではない。

こうした中、製造分野において、要素技術や「ものづくり」に長けた日本企業と、デジタルエコノミーの急速な導入によって発展を続けている中国企業が、それぞれの優位性を活かし、相互補完の協力を遂行する

ことで、スマート製造を深化させる可能性は十分にある。そこで今回、北京で開催された「第2回日中スマート製造交流セミナー」での議論を踏まえ、両国企業によるスマート製造協力に向けた課題と展望を論じてみたい。

中国のスマート製造戦略

2016年12月、中国の工業信息化部と財政部から「スマート製造発展計画（2016-20年）」（以下「スマート製造発展計画」）が発表された。同計画では、スマート製造は、「次世代通信技術と先進的製造技術の高度な融合により、設計・生産・管理・サービス等の一連の製造活動において、自ら感知、学習、決定、実行し、適応する機能を有し

た新型の生産方式」と定義し、スマート製造の発展を加速させることは、「中国製造業のサプライサイド構造改革を推進し、競争の新たな優位性を創出し、製造強国を実現する上で重要な戦略的意義を有する」としている^{注1}。

また、本計画を進める上での基本原則として、以下の4点を挙げている。

- ①市場主導、政府指導の堅持
- 市場メカニズムの發揮、政府指導による公平な市場競争の發展環境の形成など。
- ②イノベーション駆動、開放協力の堅持

産学研協同によるイノベーションの推進、企業のイノベ



第2回日中スマート製造交流セミナー（18年12月、北京）

表 「スマート製造発展計画」で示されている10大重点任務

①	スマート製造設備の発展を加速：重要な技術設備を攻略し、品質と信頼性を高める。次世代情報通信技術を設備（製品）と融合・応用させ、ICV（自動運転自動車）、サービスロボット等の研究開発・設計・産業化を促す。
②	重要な共用技術のイノベーションを強化：高度運転制御等の重要な汎用技術をブレイクスルーさせる。重要な知的財産権の配置と蓄積を図る。
③	スマート製造の標準体系を構築：標準の研究と実験による検証を展開し、標準制度の改正と普及・応用を加速させる。
④	工業インターネットの基礎を構築：新型工業インターネットの設備・システムおよび情報セキュリティソフト製品の研究開発を行い、実験検証プラットフォームおよび標準解析システムを建設し、健全なリスク評価および検証と情報共有のメカニズムを構築する。
⑤	スマート製造の実験モデルの普及に注力：スマート製造の新型実験モデルを展開し、経験・モデルを絶えず更新し、関連業界に普及させる。スマート製造のベンチマーキング企業を選定する。
⑥	重点分野でのスマート化によるモデル転換を推進：「中国製造2025」の10大重点分野においてオフィスのデジタル化/スマート工場のモデル建設を行う。伝統的製造業におけるシステム集積技術、スマート製造設備の普及・応用を図る。
⑦	中小企業のスマート化改造を促進：中小企業の自動化・情報化を進め、クラウド製造のプラットフォーム・サービスプラットフォームの建設を図る。
⑧	スマート製造エコシステムを育成：龍頭企業（大手企業）グループを発展させる。優秀で強固な「専精特（専門的、精緻、特色ある）」総合企業を作り上げる。
⑨	地域のスマート製造協同発展を推進：スマート製造設備産業集積区の建設を進める。地域のスマート製造の段階的発展を促す。インターネットに基づく地域のスマート製造資源の共有化を強化する。
⑩	スマート製造人材チームの構築：スマート製造人材の育成を強化し、多層的な人材チームを形成する。スマート製造の実践訓練基地を建設し、スマート製造発展のニーズに応えられる質の高い技術・技術人材を育成する。

(注) 計画では、統一的協力の強化、イノベーション体系の整備、財政・税制支援の拡大、金融支援方式の刷新、行政組織による貢献、国際協力・交流の深化など6つの面からの保障措施を提出している。

(出所) 「スマート製造発展計画 (2016-2020年)」より筆者作成

さらに、「スマート製造発展計画」では、25年までの間に二段階（両歩走）戦略による発展目標を定めている。第一段階としては、20年までにスマート製造発展の基礎と能力を顕著に高め、伝統的製造業の重点分野でのデジタル化を基本的に実現すること、第二段階では、25年までに、スマート製造の基本体系を確立し、重点

(4) 重点分野の発展の顕著な成果
製造業の重点分野企業のデジタル化研究開発の設計手段普及率を70%

(2) 発展基礎の顕著な強化
スマート製造の標準体系を基本的に整備し、スマート製造の標準を200項目以上制定・改定し、製造業向けの産業インターネットおよび情報セキュリティシステムを初歩的に構築する。

(3) スマート製造に係るエコシステムの初歩的な形成
メイン事業による収入が10億元以上で、競争力のあるシステム解決プランを有するサプライヤーを40社以上育成し、スマート製造人材群を形成する。

③統一計画、系統的推進の堅持
トップデザイン強化、各方面の協調の推進、重要な技術設備のイノ

④規則遵守、施策分類の堅持
国情に立脚した秩序あるスマート化の推進、地域・業界・企業等の発展段階に合わせた分類式の施策・指

注2でスマート製造に係る基本方針を示しており、「スマート製造発展計画」ではこうした基本方針に従って、具体的な目標や重点任務を定めている。

(1) スマート製造技術および設備のブレイクスルーの実現
スマート製造の重要な技術設備の研究開発を行い、強固な競争力を備え、国内市場の満足率を50%超とする。スマート製造の重要な共有性技術のブレイクスルーを図る。コアとなるソフトの国内市場での満足率を30%超とする。

超、重要な工程のデジタル制御率を50%超、デジタル化オフィス/スマート工場の普及率を20%とし、運営コスト、製品開発周期および製品の不良品率を大幅に低減させる。

このほか、「スマート製造発展計画」で示されている重要任務は表の通りである。

中国政府はスマート製造発展に関する各種の中長期戦略をベースに、短期的な政策・措置を実施することで、スマート製造の実現に努めている。中長期戦略により理想的な姿をイメージしつつ、実情に則した形で計画を進めている。スマート製造のさらなる発展には、実情を十分に把握した上で、他の先進諸国での事例や経験などを活かしつつ、オープンイノベーションによる新たなビジネスモデルを構築することが必要であろう。

CHINA TREND 第2回日中スマート製造 交流セミナーの開催

18年5月に東京で行われた世耕弘成経済産業大臣と苗圩工業信息化部長との会談での合意に基づき、同年12月17日に北京において第2回日中スマート製造交流セミナーが開催された。このセミナーのベースは、17年11月に北京に派遣された日中経済

協会合同訪中代表団での工業信息化部との対話における日中イノベーション協力に関する議論を受け、翌12月に北京で開催された第1回日中スマート製造交流セミナーでの実績が評価されたことから始まっている。

本セミナーは、日本側は日中経済協会と新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)、中国側は中国電子産業発展研究院(CCID)の主催により、日中双方合わせて約120人が参加する大規模なものとなった。日本から参加した経済産業省の上田洋二大臣官房審議官(製造産業局担当)は、「スマート製造発展に必要な関連サポート施策セッション」で、「Connected Industries」実現に向けた日本のスマート製造の取り組みを紹介、中国からは工業信息化部装備工業司の王瑞華副司長が中国におけるスマート製造発展に向けた関連政策について解説を行った。

王副司長は、これまでの中国におけるスマート製造の成果として、①トップデザインによる発展計画の策定や標準システムの構築、②産官学による協力の推進など共同イノベーションの強化、③パイロットプロジェクトなどオーダーメイドの実現、④

米・独・日等とのマルチ・バイによる協力やセキュリティ・標準に係る国際協力の深化を挙げている。また、今回のセミナーが、ハードの部品やソフトなど中国企業が抱えている弱みを日本企業との協力・提携によって克服する一つのきっかけとなるよう期待していると述べた。

今次セミナーでの議論の主要テーマは、日中双方の企業の取り組みであったことから、日本側は東芝、日立、三菱電機、安川電機などの大手電機メーカーによる発言が中心となった。しかし中国側の発言では、電機メーカーはファーウェイ(華為)とハイアール(海爾)のわずか2社にとどまり、発言者の構成から、日中両国のスマート製造に対する取り組みの違いが分かった。つまり、日本では主に電機メーカーが電子機器等のハードと共に、スマート製造に係るソフト開発を手掛けている一方、中国においては電機メーカーに加え、ソフト開発専門のベンチャー企業等がスマート製造に参入しているのである。

さらに、セミナー中の自由討論で、日本の電機メーカーが開発したスマート製造のシステムやソリューションは、多くの他企業に商品として提供している一方、中国の電機メーカーで

は、自社内で活用するのみで、幅広く他社へ提供することは少ないこととであった。中国では、スマート製造のようなシステム・ソリューション作りは電機メーカーではなく、専門のソフト開発企業やインターネット関連企業の役割として認識されているのかもしれない。

今回のセミナーでは、スマート製造に対する日中両国企業の考え方の違いを改めて知ることができたことは大きな収穫であり、今後、両国企業がスマート製造分野での協力を展開する上で、この考え方の違いは大きなハードルとなるに違いない。

CHINA TREND スマート製造交流セミナーからみえた課題

18年12月のスマート製造交流セミナーでは、「バーチャル(仮想)とフイジカル(現実)との融合」というキーワードが中国側の政府・企業関係者や研究者から提出され、17年12月のセミナーで述べられていた「人と機械」や「機械と情報」との融合という段階から、中国側が一步レベルアップしたように感じられた。日中経済協会21世紀日中関係展望委員会の提言書でこれまで何度となく記してきた提案が、こうした形で中国の

スマート製造の発展に活かされていくことは、我々としても喜ばしい限りであるが、具体的にどう融合させていくかが、今後の課題であろう。

前述したように、日本の場合は電機メーカーがフィジカルの世界とともにバーチャル分野も手掛けていることから、バーチャルとフィジカルとの相性を合わせやすいのではないだろうか。

その反面、中国では、ハードは既存の電機メーカー、バーチャルはベンチャーなど民営企業がそれぞれ手掛けており、異なる企業であると同時に従来産業の枠組を越えた企業間の関連情報の共有と緊密な協力が必要となる。この場合、システム上でのハードとソフトの融合が噛み合わない現象が極端に増加するのではないかと危惧されるところだ。こうした指摘は、中国側の発言から読み取ることができるとは、

CHINA TREND
日本における「Society 5.0」スマート製造

ドイツの「Industry 4.0」と中国の「中国製造2025」とともに、日本では超スマート社会「Society 5.0」の実現に向け、官民協同による取り組みが進められている。

「Society 5.0」とは、16年1月に閣議決定された第5期「科学技術基本計画」において、「必要なもの・サービス」を、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられる年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き生きと快適に暮らすことのできる社会」と定義

され^{注4}、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会を指している。「Society 5.0」では、モノとモノがつながるIoT（モノのインターネット）だけでなく、ヒューマンインターフェイス、すなわち人と機械・システムが情報を共有・融通することで、これまでにない付加価値を創出する“Connected Industries”が実現されるといわれるが、当然そこにはサプライサイドでのスマート製造が欠かせない。日本においてもスマート製造のさらなる深化と国際化により、中国企業の強みを活かすことが求められている。

CHINA TREND
識

おわりにーデジタル社会におけるアナログの再認識

先日、東京都江東区向島にあるセレクトミュージアムを視察した。18世紀から19世紀に欧州で製造された機械式時計などが展示され、その仕組みを知ることができた。精密な機械運動の伝わり方と細やかな装飾が連動して動く繊細で美しい懐中時計に感動する中で、さらに驚かされたのは、西洋から伝わった機械式時計を改良して、江戸時代に日本で採用していた不定時法に合わせて自動的に時間調整を行う「和時計」の技術である。日本の「からくり人形」の技術水準の高さは世界的にも知られているところだが、それを応用し「和時計」を作り出した日本の匠（技術者）の「ものづくり」に対する意識と努力は称賛に値するだろう。

今、世界がアナログ社会からデジタル社会に向けた歩みが急速に進みつつあるが、セイコーでは機械式時計の技術を後世に残すために、意識して最新鋭の機械式腕時計のさらなる深化に取り組んでいるという。デジタルを紐解けば、単なる「0」と「1」で表示される信号でしかないのだが、その技術進歩によって世界

が広がり、生産現場や社会生活が便利になり、人々に数々の恩恵をもたらしていることも事実である。

確固たる要素技術、ものづくりに対する意識・経験・技術の蓄積があつてこそ、デジタル技術が十分に活かされるのではないだろうか。アナログの持つ実技術の優位性を傳承しつつ、デジタルの有する効率的・利便性と融合させることが、今後のスマート製造の発展の近道になるのではないだろうか。



（注1）「智能製造発展規画（2016-2020年）」
<http://www.mit.gov.cn/n1146295/n1652858/n1652930/n3757018/c5406111/content.html>

（注2）「國務院關於深化製造業與互聯網融合發展的指導意見」
http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-05/20/content_5075099.htm

（注3）「日中スマート製造交流セミナー」
「日中経協ジャーナル」18年2月号

（注4）「科学技術基本計画」
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

新たな外商投資法の解説と留意すべき点

◆熊琳 大地法律事務所パートナー弁護士

全国人民代表大会は、2019年3月15日に「外商投資法」を可決し、当該法律が20年1月1日より正式に施行されることとなった。40年にわたり施行されてきた「外資三法」が廃止されるのに伴い、新たな外商投資管理の法制度が確立され、外資系企業のガバナンス構造、投資促進政策、外資の保護、国家安全審査、情報の報告義務および信用管理等を含む多くの外商投資に関する政策のいずれにも重大な変革をもたらされることになるため、日系企業はこの新たな動きに注意を払う必要がある。

「外商投資^{注1}」の管理に関する基本法である「中外合弁経営企業法」、「中外合作経営企業法」、「外資企業法」（外資三法）が1979年以降相次ぎ施行されたことにより確立された外商投資の管理体制は、現在に至るまで続いてきた。しかし、中国の市場経済改革が進むにつれ、管理体制の改善を求める声が次第に高まったことを受け、政府および立法機関による内部検討、審議に再び長い時間をかけた後、ついに2018年12月26日、法律名を若干変更した形で「外商投資法（草案）」（以下「本草案」という）が公表され、意見公募が行われた。その後、全人代の全体会議で19年3月15日に本草案が可決され、「外

商投資法（以下「本法」という）は20年1月1日から正式に施行されることとなった。このことは外商投資管理体制の抜本的な変革となり、対中投資や貿易に携わる多くの日系企業に重要な影響をもたらすことになるため、大変注目されている。

TOPICS 一、「外商投資法」の制定状況

1. 現行の外商投資に関する法律体系および運用状況

「外資三法」により確定されていた外商投資管理の法体系は、国内資本企業に適用される法体系とは異なるもので、実務上「ダブルスタンダード」となっていた（図参照）。

早期に制定された「外資三法」およびその実施細則の内容はかなり原則的で、多くの面において明瞭性に欠けるものであった。06年より、中国政府が外資系企業に対して「会社法」の一部規定の適用を導入し始めたことにより、部分的には法律適用における根拠不明確な問題が解決されたものの、これによって「外資三法」と「会社法」の規定が一致しない場合などどう適用するかという新たな問題が生じ、外資系企業に対する法律適用は、引き続き実務的に非常に複雑で不明確な問題となっていた。

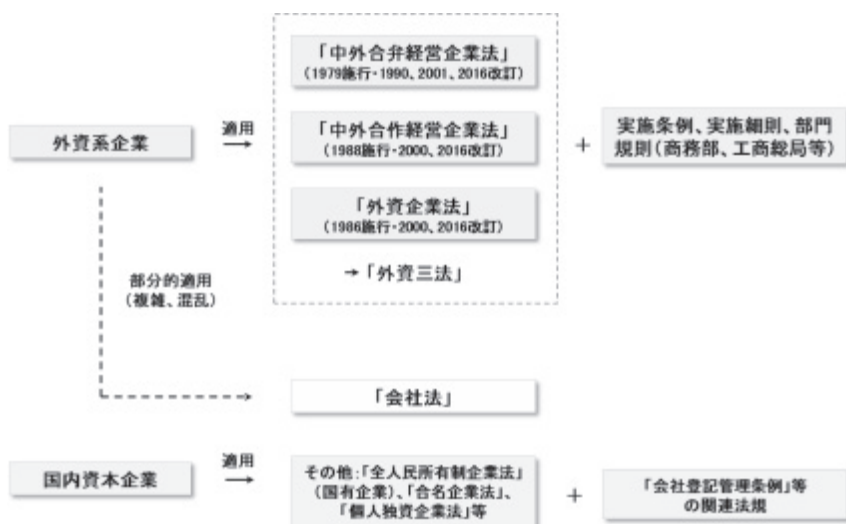
2. 「外商投資法」制定の目的

改革開放以来40年の月日を経てきた中で、中国の政治・経済・社会と外資利用の状況は極めて大きく変化した。18年10月までで、中国における外商投資金額の実績累計額は2兆1000億ドルに達し、設立された外資系企業数は95万社に上る。「外資三法」はこれまでに何度も改訂されてきたが、とくに現在の状況には適応不可能なものとなっており、各界からの外商投資

管理の法制改革を求める声が高まっていた。また中国政府としても、近年の経済成長減速を背景に、さらなる外資の誘致・利用拡大によって中国経済の発展につなげたい意向があった。こうした経緯から、中国政府は「外資三法」を廃止し、新たに「外商投資法」を制定する方針を決定した。

3. 「外商投資法」の制定過程

「二帯一路」政策の提唱とほぼ同時



に、中国共産党中央委員会が13年に開催した第18期三中全会において「投資参入の緩和、開放拡大」の方針が提出されたことを受け、13年10月より新設された上海自由貿易試験区内において「外商投資参入ネガティブリスト」の新制度が試行開始された。

15年1月、商務部は「外国投資法」草案の意見聴取稿（以下、「2015年外国投資法草案」という）を発表し、この草案は結局正式公布されることはなかったものの、草案に提起された以下の措置は、後に実現されて現在に至っている。

●16年9月、全人代が「外資三法」の改訂を決定し、外商投資の「審査認可制」を変更して「届出制」とした。

●17年の「外商投資産業指導目録」の改訂により、中国政府は18年7月に「外商投資ネガティブリスト（全国版）」を公布し、外商投資参入ネガティブリスト制度の全国範囲での執行が正式に開始された。

18年12月、全人代常務委員会は、初回審議を経て本草案を正式に発表し、19年2月24日まで、ハブリックコメントが行われた。この期間中の1月29日、全人代常務委員会では本草案に対する第2回審議が実施されて3月の全体会議での審議に上程することが

決定し、3月15日には全人代全体会議で本法が可決された。

TOPICS
二：「外商投資法」草案の注目すべきポイント

1. 全体的なイメージ

本法は、「2015年外国投資法草案」の内容に比べると、具体的にかんりの相違がある。

(1) 法律の名称が「外国投資法」から「外商投資法」に変更されたことは、法律の適用範囲はあくまで商業分野に限定するものであり、外国政府による投資等、その他の分野への拡大はな

いことを意味している。
(2) 条文数は170条から42条まで大幅に減らされた。国家安全審査および情報の報告等に関する制度の関連詳細規定はいずれも含まれていない。

現状では、本法の内容は非常に原則的なものにとどまり、新たな外商投資管理制度について体系的、全面的に把握しうるものとはなっておらず、今後多くの関連法規が整備される必要がある。

2. 適用対象の範囲

本法第2条では「外商投資」および「外商投資企業」について定義されて

いる。このうち「外商投資企業」については現行法律による定義とほぼ一致しているが、「外商投資」の定義中の「間接投資」の範囲が明確ではなく、特に外商投資企業が中国国内で再投資を行い設立した企業（現状は単独の管理措置を採用）が、「間接投資」の範囲に入るのかどうか、これについてどういった管理措置を取るのかといった点が、大変注目される問題となっている。

3. 外資の市場参入

本法の第4条、第28条、第30条、第32条では、今後外商投資に対して「市場参入ネガティブリスト」+「内国民待遇」の原則を適用することを規定しており、具体的には次のような内容となっている。

(1) 「市場参入ネガティブリスト制度」には以下を含む。

●「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」…

全国の企業が全て遵守すべきもので、18年版には合計48項目を設けている。

●「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）」…自由貿易試験区内の企業が全て遵守すべきもので、18年版には合計32項目

を設けている。
(2) 内国民待遇の原則については以下の通り。

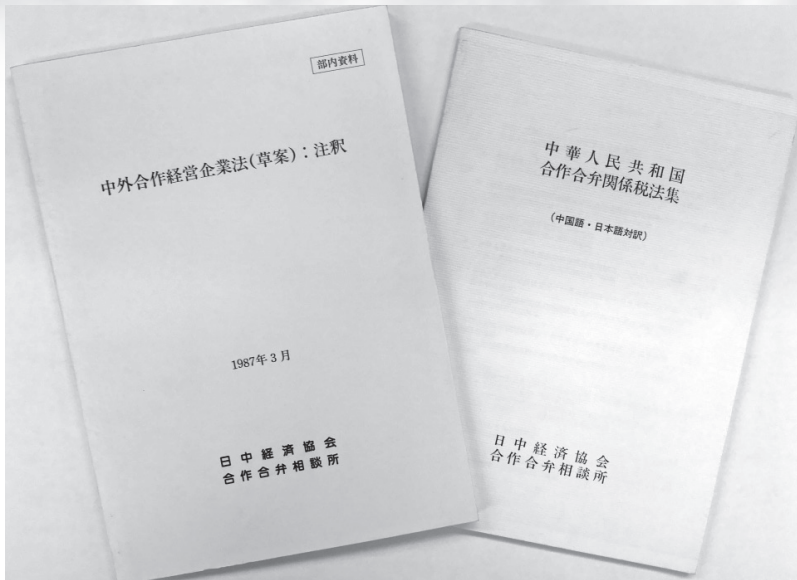
●ネガティブリスト以外の分野における市場参入においては、国内資本企業と外資系企業に対し同一管理を適用するものとし、「市場参入ネガティブリスト」（18年版151項目）を遵守すべきとする。

●行政許可に関して、外資系企業と国内資本企業を同等に扱い、同一の行政プロセス、条件、期限が適用される。

●また、企業が遵守すべき行政管理に関する法令や、政府が行う企業の生産経営活動に対する監督検査においても、国内資本企業と外資系企業に対する同一管理の原則を適用する。

4. 外商投資の促進に関する政策

(1) 透明性の向上。本法第10条では外商投資関連の法令を制定する際には、外資系企業の意見や建議を聴取したうえで、外資に関する法令や司法判決は、速やかに公開すべきことを規定している。ただし、意見や建議の具体的な提示ルートや方法等については、現時点では明らかでない。
(2) 外商投資サービス体系を確立し、



長期にわたり外商投資の基本法であった「外資三法」もその役割を終えつつある。

(5) 標準化。本法第15条では、外資系企業も平等に標準化業務に参加すると規定しているが、具体的な参与のルートや方法についてはなお明らかでない。

(6) 政府調達の開放。本法第16条では、外資系企業が公平、平等に政府調達活動に参加できることを規定した。この規定は現地企業の製品のみにも適用するものであり、輸入製品には適用されないことに注意する必要がある。また、外資系企業が政

整備する。本法第11条で、政府は法律法規、政策措置、投資プロジェクト等の情報に関するコンサルティングおよびサービスを提供すると規定している。ただし、具体的な担当機関、サービスの方式、利用効率、地方差等の問題についてはなお明らかでない。

(3) 特殊経済地域の設立。本法第13条では、国は特定の地域において外商投資の試験的政策(自由貿易試験区等)を施行することができ、なおかつ特殊経済地域(経済特区等)を設立

して外商投資を促進することもできると規定している。

(4) 特定の業界や分野、地域における投資の促進。本法第14条では、国は、国民経済および社会発展の必要性に基づき優遇措置を採用し、特定の業界(例えば「外商投資産業指導目録」に所定の奨励項目等)、分野(例えば「自動車産業政策」等)、地域(例えば「中西部外商投資優勢産業目録」等)における外国投資者の投資を奨励し指導すると規定している。

府調達活動に参加する具体的な方式にも注目したい。

(7) 資金調達の規制緩和。本法第17条では、外資系企業がIPO、社債発行等の方式により資金を調達できると規定しているが、中国証券監督管理委員会による実施細則の制定が待たれる。

5. 外商投資の保護

(1) 外資系企業に対する収用。本法第20条では、外商投資に対する「不収用原則」と、特殊な状況において収用を執行する際には法定のプロセスを守って行ううえ、公平で合理的な補償を提供することを規定した。

(2) 外貨管理制限の緩和。本法第21条では、外国投資者は中国国内で得た各種の適法な収入を自由に対外送金できると規定した。中国政府が一時的な外貨管理制限措置を取った場合や、地方政府による「年間限度額」の設定等の措置について、それらが外国投資者にもなお適用されるのかどうかが目玉される。

(3) 強制的な技術移転を廃止し、知的財産権の保護を強化する。本法第22条の規定は、現行の「外資三法」の中に含まれる強制的な技術移転に関する規定(現行「中外合弁企業法

実施条例」第43条第2項の規定等)は今後廃止し、自由協議の原則により技術提携の条件を取り決めることができるとした。これにより、技術移転又は使用許諾に関する商業上の交渉がいつそう重要性を増すこととなる。

(4) 地方政府の活動の規範化。本法第18条では、地方政府は法定の権限の範囲内でその地域の外商投資政策を制定できると規定した。なお、第23条および第24条では地方政府による以下の行為を禁止している。

① 外資系企業の権益減損や義務の付加

② 違法な市場参入条件の設定

③ 企業生産経営活動への違法な干渉

④ 政府機関およびその職員が外国投資者や外資系企業の商業秘密を漏えいすること

また、第25条では、政府が政策による承諾や契約の約定を継続して履行できない場合、法定の権限およびプロセスを厳しく守って変更を実施し、企業の損失を賠償しなければならないことを規定している。地方政府が外資系企業に損害を与える状況が起きた場合には、前記の規定が地方政府との交渉における重要な法的根拠の一つとなる。

(5) 外資系企業の通報制度の確立。

本法第26条では、国は外商投資企業が通報を行うためのシステムを構築し、政府およびその人員による、企業の適法な権益に対する侵害の行為について、外資系企業が苦情を申し立てることができる」と規定した。ただし、当該メカニズムの担当機関、対応方式等の具体的な内容についてはなお明らかでない。

(6) 外国投資者、外資系企業の結社権について、本法第27条では、外国投資者、外資系企業は、法により商会、協会を設立したり、それらに参加することができることを規定した。現在地で活動している多くの日系商工会組織が、今後適法に登記できるようになるかどうか、注目される。

6. 外商投資の情報報告に関する制度の確立

本法第34条および第37条では、外国投資者および外資系企業の情報報告義務を規定している。重要な点は以下の通り。

- (1) 報告義務の主体には現地企業のみならず、本社も含まれる。
- (2) 報告の内容や範囲について、本草案では「厳格な制御」の原則を規定しているが、具体的な内容や範囲については明確に示されていない。

(3) 情報報告義務に違反した場合、10〜50万人民币の制裁金を科される可能性がある。「2015年外国投資法草案」における情報報告義務の規定を参照するところ、詳細な投資情報、投資事項の変更報告、アニュアルレポートのような定期報告等、広範囲にわたる内容の報告が義務付けられる可能性がある。

(4) 報告の方法は、指定の情報システムを通じて報告を提出する。
 (5) 情報報告の所管機関は商務局となるが、政府各機関間の情報共有プラットフォームが確立するまでは、依然として複数の機関への報告が求められる可能性がある。

7. 外商投資の国家安全審査制度

本法第35条の規定により、国家安全審査制度の適用範囲が全国に拡大され（現状ではM&Aおよび自由貿易試験区投資に関する場合にしか適用されていない）、なおかつこのような審査による決定を最終決定とし、司法救済の申立てはできないものとした。このほか、本草案では「2015年外国投資法草案」における国家安全審査制度の具体的な詳細規定（プロセス、審査方法等に関するもの）が残されておらず、実施細則の明確化

が待たれている。

8. 信用管理とメカニズムの導入

本法第38条では、中国政府は外国投資者および外資系企業の活動に対して信用管理を実施するとしており、いったん企業に違法行為が発生すれば、各政府機関による「合同懲戒^{注2}」を受ける可能性があるため、本社、現地企業、関連会社に長期、多方面にわたるマイナス影響が及ぶことに留意する必要がある。

9. 過渡期間

本法第42条では、新法実施後の5年間を過渡期間とし、この間、旧法に基づき設立された外資系企業は既存の組織形態を維持できることが規定された。

TOPICS 三. 日系企業の留意点と対策

「外商投資法」は正式に可決、公布されたものの、規定があまりに原則的であるという問題が存在することから、政府では新法の実施に合わせて多くの実施細則を制定する必要があり、かなり長い移行期間となることが予想される。この期間中においては、旧法から新法への移行状況と執行方法に

各地方政府による差異が出る可能性が高い。

今後は、現地企業が速やかに法制度の変化に適応することのほか、新規投資や中国現地企業の統合を実施する前に、関連する法律についての調査や確認を行うことが、いっそう重要となる。企業では十分な法令遵守を確保すべく、新法に基づいて社内対応体制を確立し、各方面との協議や交渉を行うっていくことが、中国事業のスムーズな展開の鍵となりうる。



(注1) 「外商投資」とは、外国の自然人企業およびその他の組織が直接または間接的に中国国内において行う投資活動を指し、新規投資、M&A、プロジェクト投資の方式による投資および法律に所定のその他の方式が含まれる。

(注2) 「合同懲戒」とは、中国に40余りある行政、司法機関が、各々の権限の範囲内で共同で懲戒対象に対して制限措置を取る制度であり、これには懲戒対象の一定の活動（航空機、高速鉄道の利用等）に対する制限・禁止や、市場への参入、資格の取得等への制限を含む。懲戒の対象範囲は当初、裁判所が認定した信用失墜被執行人とされていたが、今では「違法行為を犯したために行政罰を受ける企業または個人」にまで拡大されている。

について

上海華鐘投資コンサルティング有限公司
副総経理 能瀬 徹

表3 分公司の経営範囲

企業類型		経営範囲 (例)
卸売企業	総公司	化工原料、化工产品の卸売り、輸出入、コミッション代理（競売を除く）、ならびに上述業務に関連付帯する業務
	経営性分公司	化工原料、化工产品（危険化学品を除く）の卸売り、輸出入コミッション代理（競売を除く）、ならびに上述業務に関連付帯する業務
	非経営性分公司	総公司経営範囲内での連絡業務、コンサルティング業務
小売企業	総公司	繊維製品、靴・カバン、日用雑貨の小売り、自営商品の輸入、国内商品の購買輸出、ならびに上述業務に関連付帯する業務
	経営性分公司	繊維製品、靴・カバン、日用雑貨の小売り、自営商品の輸入、国内商品の購買輸出、ならびに上述業務に関連付帯する業務

表4 販売型分公司の設立手続

手続項目			所要期間
(1)	分公司登記場所の賃貸借契約締結		-
	卸売分公司 小売分公司	「産権証」上の 物件用途 弁公、商業 商業、店舗	
(2)	分公司名称の仮登記		即日
(3)	分公司設立登記～営業許可証取得		2週間
(4)	印鑑作成、外貨登記、銀行口座開設、税務関連手続（三方協議、実名認証、税種確定）、税関登記、対外貿易経営者登記		2カ月
(5)	関連経営許可証の取得（必要な場合）		-

範囲は全く同一になります。

「経営性、非経営性」という分公司の区分は法律上のカテゴリーではありませんが、保税區登記の貿易会社に対して卸売の経営範囲追加が認められるようになった06年頃から使われ始めた造語であり、保税區企業の実質総公司である保税區所在地市内の連絡事務所を手取り早く分公司登記させるために、経営範囲的には連絡事務所と変わらない「非経営性分公司」の概念が生まれたという背景があります。

4. 分公司の人員体制

総公司の一部門である分公司の人員体制についても特段のルールは存在しません。ただし、分公司登記場所のオフィス家賃や光熱費の支払い、分公司所属人員の給与・社会保険料・住宅積立金の納付・出張旅費や交通費の経費精算、後述する分公司としての税務申告といった出納業務は、単独の出納人員を雇用するなり、営業担当者が出納を兼務して行うなり、分公司所属員の誰かがやらざるを得ません。各種経費の支払いを分公司で行った後は、会計伝票上に経費内容を記載して「發票」を添付して総公司に郵送し、会計仕訳以降の経理処理は総公司の財務・経理担当が行うのが通常です。

分公司人員の採用については、前述2にて取りまとめた通

り、直接雇用、間接雇用（FESCO等の派遣会社からの人材派遣の利用）のいずれも可能ですが、分公司所在地の社会保険・住宅積立金制度に加入するためには当地に所在する機構との労働契約が必要となるので、直接雇用の場合、労働契約は総公司ではなく分公司名義で締結する必要があります。間接雇用の場合には、労働契約は分公司所在地の派遣会社が本人と締結し、総公司または分公司と派遣会社との間で派遣協議を取り交わします。

5. 分公司の設立手続

販売型分公司設立の流れは表4の通りです。注意が必要なのは、分公司登記場所の賃貸借契約の締結において、分公司の業務内容と登記場所の「産権証」（不動産登記証）上の物件用途とが一致していなければならないということです。

また、化学品を扱う企業の場合、顧客向け販売促進のためにサンプル試作、成分分析、実験等のサービスを行うラボを分公司として設立するケースがよくありますが、この場合、使用する薬品の量や排水の量によっては、生態環境局より表4の手続き以外に環境影響評価レポートの作成を要求されることがあります。加えて、分公司登記場所としても、一般のオフィスでは不可であり、これらの行為を行うことのできるR&D用物件または小規模工場物件を探して賃貸借契約を締結する必要があります。

さらに、分公司が直接輸出入業務に従事する場合、営業許可証取得後の後続登記手続において、外貨登記、税関登記といった輸出入業務を行うための行政手続も必要になります。

6. 分公司の税務関連事項

前述の通り、税務上分公司は独立した納税単位です。分公司が今後直接に輸出入業務を行うようになれば、分公司にて増値税發票を発行し、増値税を納税するケースが増えてくるでしょうが、現状では、卸売分公司が前出2.で述べた「狭義の営業活動」に従事しているケースは少なく、大半の分公司では課税売上をゼロとして税務申告を行っています。

企業所得税について、総公司与分公司は、『地区を跨る経営の合算納税企業所得税徴収管理弁法』（2008年3月10日公布、国税発（2008）28号。以下、『弁法』という）規定の計算式に従い、それぞれ地元で四半期ごとに企業所得税を予納し、年度末に総公司在納税精算を行って過不足の調整を行うことに制度上はなっています。ただし、分公司での予納には総公司所轄税務局の承認が必要であり、直接の取引行為を行っていない卸売分公司の場合、分公司所在地の税務局がいくら要求しても、地元の税収減につながるため予納額ゼロでない総公司所轄税務局の承認は得られず、課税所得はゼロとして実際の企業所得税納税は発生しないのが実情です。

中国ビジネス Q&A 分公司の設立から運営に関する実務事項

Q 中国内での営業活動を拡大するために分公司の設立を考えていますが、分公司に関して、ネット等で調べても関連法律法規を含めほとんど情報が見当たりません。分公司の設立の仕方、運営上の制限事項等について教えてください。

A 分公司に関する法律規定としては、『会社法』第14条に「会社は分公司を設立することができる。分公司を設立する場合には、会社登記機関に対し登記を申請し、営業許可証を受領しなければならない。分公司は法人格を有さず、その民事責任は会社が負う」とあるのみです。つまり、分公司とは、その設立のために登記手続きを行って営業許可証を取得する必要があるものの、分公司に法人格（独立した民事行為能力）はなく、会社内の部門のひとつに過ぎないということです。

1. 分公司の基本的な位置付け

分公司の法的な位置付けを整理すると表1の通りです。

分公司名義で顧客と売買契約を締結することは可能です。また、分公司スタッフを採用する際にも分公司所在地の社会保険・住宅積立金制度に加入するためには、分公司の名義で従業員と労働契約書を締結する必要があります。しかしながら、分公司には法人格がなく、単独で民事責任を負うことはできないため、売買契約に関し顧客より損害賠償責任を追究された場合や、従業員を解雇して労働仲裁や訴訟となった場合の民事責任は総会社が負うこととなります。同様に、分公司にて単独の金銭出納は行う必要がありますが、会計仕訳等の経理業務を行って決算書を作成し、会計監査を受けるのはあくまで法人単位です。通関に関して、従来、法人格のない分公司では税関登記ができず、分公司名義で輸出入通関を行うことはできませんでしたが、制度変更により、2019年3月から分公司も輸出入通関名義人となるできるようになりました。また、中国での税金徴収には各地方（上海市内であれば各区）の税務局が責任を負っており、分公司も税務上は独立した納税単位となります。

2. 分公司と連絡事務所の違い

営業拠点を設立するに当たってよく質問を受けるのが、分公司と連絡事務所との違いについてであり、総括すると表2の通りです。分公司を設立するためには設立登記を行って営業許可証を取得する必要があり、設立登記場所としても、後述5.の通り、物件用途の制限があります。一方、連絡事務所の設立には設立登記が必要とならないため、分公司スタッフの住居を事務所として兼用し連絡事務所とすることも構いません。

ただし、連絡事務所で行えるのは連絡・取次業務のみであり、営業活動に従事するためには分公司を設立する必要があります。

表1 独立法人と分公司との違い

	独立法人	分公司
設立登記要否	要	要
法人格（民事行為能力）有無	あり	なし
決算要否	要	不要
通関可否	可	可（※）
税務申告要否	要	要

（※）2019年3月より可能となった。

ここでいう営業活動とは、分公司名義で顧客と売買契約を締結して貨物の売買を行う「狭義の営業活動」だけでなく、顧客との売買契約は総会社名義で行って、分公司では顧客に対するセールス活動のみを行う「広義の営業活動」も含まれます。また、連絡事務所は営業許可証を持たないため、銀行口座を保有することはできず、必要となる活動経費は、事務所内に現金をプールしておくか、事務所スタッフが個人で立替えて定期的に総会社で精算することが必要になります。営業拠点に常駐する外国人社員のビザを取得するためにも、地元機構との労働契約が必要になるので、連絡事務所では、外国人社員のビザは総会社所在地で取得して長期出張扱いで常駐するしかありません。ただし、この場合、出張期間が長期間に及ぶと地元の公安機関から注意を受ける（分公司を設立して地元でビザを取得するよう指導を受ける）ことになりかねません。

3. 分公司の経営範囲

分公司は総会社の隷属機構であり、分公司の経営範囲は、総会社の経営範囲と同一またはそれ以下の範囲で設定することになります。

個別経営許可の取得を要する事業として、危険化学品の販売を例にとると、表3の卸売企業総会社の場合、「化工原料、化工产品」という文言には危険化学品も含まれ、「危険化学品経営許可証」の取得が必要となります。一方、その分公司については、「危険化学品経営許可証」未取得の段階では、「危険化学品を除く」との註書きが付され、分公司では非危険化学品の販売のみ可能という意味の経営範囲になります。また、前述した通り、分公司名義での輸出入行為が今後できるようになりますので、輸出入に関連する経営範囲も持つことができるようになります。また、表3の小売企業のように、個別経営許可の取得を要しない事業内容の場合、総会社と分公司の経営

表2 分公司と連絡事務所との違い

	分公司	連絡事務所
設立登記要否	要	不要
営業活動への従事可否	可	不可
銀行口座の保有可否	可	不可
外国人のビザ取得可否	可	不可
中国人従業員の雇用	直接雇用	不可
	間接雇用	可

2019年2月

情報クリップ

■ 2/18 2018年度関西地区会員懇談会を開催

2月18日、当協会は、大阪市内で関西地区の賛助会員をはじめとする産官学各界から約100人の出席を得て2018年度関西地区会員懇談会を開催した。井上礼之副会長・関西本部長による主催者挨拶、経済産業省近畿経済産業局森清局長による来賓ご挨拶のほか、伊澤正理事長から事業報告および杉田定大専務理事から米中冷戦下の米国の投資・貿易管理強化の動きに関する紹介を行った。また、津上俊哉氏（日本国際問題研究所客員研究員、現代中国研究家）に、「米中ハイテク冷戦と中国経済の行方」をテーマに講演いただいた。その後、出席者間での交流会を行った。

■ 2/25 経済交流検討会議

2月25日、今年度第3回「日中経済交流検討会議」を開催した。日本経済新聞の高坂哲郎編集委員を講師にお招きし、「米中～対立から分断へ～」をテーマに、最近の米中貿易摩擦について講演いただいた。講演内容についての質疑応答の後、参加企業との間で、当協会事業に対する要望事項や課題等について意見交換などを行った。

■ 2/27 正副会長常任理事懇談会開催

正副会長・常任理事の参加の下、2月27日に正副会長常任理事懇談会を東京都内で開催した。本懇談会は3月に開催する理事会で策定予定の新年度事業計画の重点をはじめ、19年日中経済関係の展望、主要日中経済交流・関連イベント等について説明を行っ



懇談会風景

た。意見交換では、毎年秋に派遣する日中経済協会合同訪中代表団での地方視察の意義や必要性が提起されたほか、日本企業が構築したグローバル・サプライチェーンへの米中摩擦の影響など個別企業単独では表明しにくい意見や要望について、当会を通じて関係当局にアプローチすることの重要性などが指摘された。

JCNDA NEWS

2019年2月の日中東北開発協会の活動から

■ 2/27 第57回常任理事会及び第35回定時会員総会を開催

日中東北開発協会は、最後となる第57回常任理事会および第35回定時会員総会を2月27日に東京都内で開催した。本理事会



最後の総会風景

ならびに本総会では、18年度事業報告・決算報告のほか、日中経済協会への事業承継に関する審議が行われ、原案通り承認された。

これにより、日中東北開発協会は19年3月31日をもって解散することとなった。

（JCNDA NEWSは本号をもって終了となります）

J+C ECONOMIC JOURNAL

2019年5月号は・・・

■ SPECIAL REPORT

**日中経済産業白書2018/2019
第13期全人代第2回会議を終えて**

日中経協ジャーナル

2019年4月号（通巻第303号）平成31年3月25日発行

発行人 高見澤学

発行所 一般財団法人日中経済協会

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

東京 〒102-0071 東京都千代田区富士見1-1-8 千代田富士見ビル2階

TEL. 03-5226-7351 FAX. 03-5226-7221

大阪 〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル2階

TEL. 06-4792-1776 FAX. 06-4792-1778

URL: <http://www.jc-web.or.jp>

禁無断転載 © JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION 2019

デザイン・印刷 ホクエツ印刷株式会社 TEL. 03-5245-8821

*当財団会員の誌購読料は会費に含まれております。

定価 本体800円+税（送料共） ISBN：978-4-88880-270-3 C2033

編集後記

4月です。心機一転、いよいよ新年度が始まります。今回、表紙の写真は春らしく桜の花を選びましたが、思わぬところで桜の花が日米中と結びつく結果になりました。米中関係の行方は、日本経済にも大きな影響を及ぼすこととなります。日本として何をどうすべきか。あらゆる状況を想定して、バランスのとれた慎重な判断が求められます。（高見澤）

*購読のお申し込み先

政府刊行物東京サービスステーション

東京官書普及株式会社 通信販売課

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-2

TEL. 03-3292-3701 FAX. 03-3292-1670

下記ホームページからもお申込みになれます。

URL: <http://www.tokyo-kansho.co.jp>

変化する中国経済を基本から理解するための図表を中心としたデータ集

中国経済 データハンドブック

China Economic Data Handbook
2018年版

対中ビジネス企画の必需品

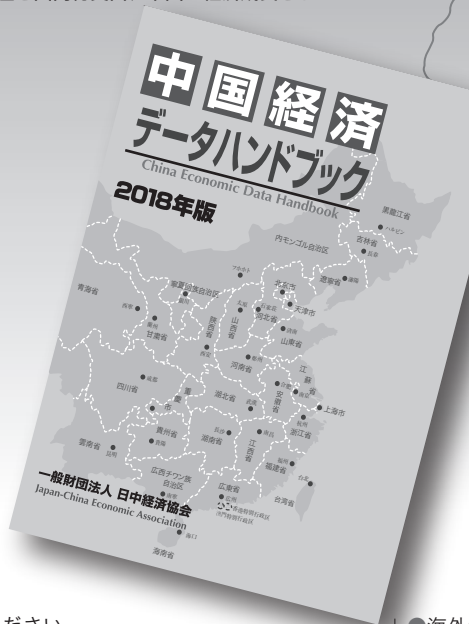
1992年発刊以来、対中ビジネスを担う日本企業の戦略スタッフの必携書という評価をいただいています。18年版は各項目とも最新のデータを追加。組織人事のページも第13期全人代第1回会議の結果を反映しました。

A4判176ページ・本文2色刷・一般財団法人日中経済協会 2018年8月30日発行
定価 本体4,000円(税別) / 会員価格 本体3,000円(税別)
ISBN978-4-88880-262-8

〈主な内容〉

- I 概況 政治・経済基本データ一覧、一級行政区概況、人口、主要都市の月別平均気温と年間降水量、祝祭日とその他の記念日
- II 政治体制 政治機構図、中央組織人事、國務院組織人事、共産党の党大会及び中央委員会全体会議の開催状況、全国人民代表大会の開催状況、国家指導者及び対外経済関係部門指導者の略歴、地方人事、主要経済関連政府機関組織人事
- III 2017年の経済
- IV 2018年の経済
- V 第13次五カ年計画他 第13次五カ年計画の概要・主要指標・主要重点項目、改革の全面深化の決定(概要)、依法治国の全面推進の決定(概要)、中国製造2025(概要)
- VI 国内経済 国内総生産と国内総支出、中国の経済成長とトピッ

- クス、日本・中国・米国の主要指標比較、農業、工業、商業、中国の企業、エネルギー、運輸・通信、固定資産投資、労働・賃金、物価、財政・金融、省エネルギー・環境保護、高齢化対応
- VII 地域経済 省・直轄市・自治区経済データ、主要都市経済データ、東・中・西・東北地区経済指標比較、投資誘致地区の種類と概要、各種開発区・税関特殊監督管理区域名称一覧、新型都市化
- VIII 対外経済 貿易、投資、国際収支
- IX 日中経済 貿易、直接投資、日本の対中経済協力、日中長期貿易取決め(LT)契約状況、邦銀の中国支店・現地法人、在留邦人数
- X 法制度 中国の法令類、中国の主要法令一覧
- XI 巻末 日中政府間協定等、日中基本四文書等、中国関係大事記、在日本中国経済関係機関連絡先など



日中経協ならではの
信頼のデータ集
全国の書店にて
好評発売中!

●ご購入は下記にお申し込みください。
東京官書普及株式会社
政府刊行物東京サービス・ステーション
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 1-2 Tel.03-3292-2746 Fax.03-3292-1670
下記ホームページからお申し込みになれます。
URL <http://www.tokyo-kansho.co.jp>
●最寄りの書店でもご購入できます。

●海外からの注文、購入をご希望の方は下記にお申し込みください。
株式会社 OCS
海外生活サポートサービス
Tel.03-5534-7965
下記ホームページからお申し込みください。
URL <https://www.ocs.co.jp>

※賛助会員は会員価格でお求めになれますので日中経済協会総務部までご連絡ください。Tel.03-5226-7351 Fax.03-5226-7221



Smart Challenge TEDA

美しい世界都市へ。天津

Beautiful New World, Tianjin

中国経済の新たな中核として 期待が高まる天津濱海新区とTEDA

「京津冀(北京市・天津市・河北省)協同発展戦略」により今、
TEDAはさらなる発展と充実が期待されています。

TEDA:天津経済技術開発区
(Tianjin Economic-Technological Development Area の英字略称です)



天津経済技術開発区 日本事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-4-7 アトム麹町タワー 4階
Tel. 03-3221-8298 E-mail:hanyr@tedajp.com / doyamasi@tedajp.com

一般財団法人 日中経済協会
JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION